

独占禁止法基本問題懇談会  
第 30 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

**塩野座長** それでは時間になりましたので、第 30 回の独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

本日は、違反金の対象とすべき行為類型と、それから審判制度の在り方についてワーキンググループでの報告がまとまりましたので、この報告も行いつつ御議論をいただければと思います。

そこで、まず違反金の対象とすべき行為類型に関するワーキンググループでの検討の結果について、事務局から資料の御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

**東出参事官** それでは、資料に沿いまして御説明をいたします。

右肩に第 30 回会合資料 1 と番号が振ってある「違反金の対象とすべき行為類型について」というタイトルの資料です。これは、新しく違反金の対象とすべき行為類型の関係について、排除型の私的独占につきましては違反金の対象とすることを前提にしてその算定方法について、それから不公正な取引方法については違反金の対象することが適当かどうか、仮に対象とする場合にはどういう問題があるかということワーキンググループで整理していただいたものになります。

1 が排除型私的独占の関係ですけれども、排除型私的独占を違反金の賦課の対象とするのかどうかということについては、違反金賦課による抑止の必要性とか要件の明確化ということを考えて検討する必要があるということで、まずアといたしまして排除型私的独占全体を違反金の賦課対象にするのではなくて、手段等によって限定するという方法が 1 つあるということが挙げられております。その場合には、排除型私的独占はその手段として不当廉売、差別取扱いといった不公正な取引方法の行為類型を用いることがありますけれども、違反金賦課による抑止が必要なものとしてそういう不公正な取引方法を手段とするものに限定することが適当だという考え方がある、その場合には行為要件が明確でありますので、法執行の予測可能性という点でよろしいということが 1 つの考え方として挙げられております。

もう一方の考え方として、限定は不要ということが挙げられております。これについてはどういう手段で排除型私的独占になってしまったかということで、違反金賦課をどうするかということとを区別する理由がないということ、それから、要件の明確性につきましても排除措置命令は行われるということになっていきますので、どういうものがその排除型私的独占に当たるかどうかということは既に明確であるという考え方になります。

それで、抑止の必要性に応じた違反金をかける、かけないということについても、その手段で限定するのではなくて違反金賦課について裁量性を入れれば、そちらの方は運用でうまく対処していけるという考え方になります。

ちょっと別の観点といたしましてはウの話がありまして、違反金の賦課を裁量的に行うか、義務的に行うかということです。違反金の納付命令について、義務的なものとするか、公正取引委員会に裁量の余地を認めるかという問題につきましては、違反金の算定方法ですとか水準の定め方、執行上の理由等の関係から一定の裁量を認めるべきである、あるいは不当な取引制限での考慮要素に加えて更に考慮要素を賦課するという考え方もあるということになります。

それで、裁量性につきましては現行の課徴金の対象になっています不当な取引制限ですとか支配型私的独占につきましては義務的賦課となっておりますので、違反金制度に義務的賦課と裁量的賦課というのは併存させることは可能かどうか、説明がつくかどうかということが問題点として挙げられております。

2ページ目にまいりますけれども、手段で限定するかどうかということと、義務的賦課か、裁量的賦課かという2掛ける2の組合せになりますので、選択肢としては4つあるということで整理をしております。

1つ目は、手段として不公正な取引方法の行為要件に該当するものを用いる場合に違反金の対象にするということにして、違反金の賦課については公正取引委員会が裁量を持つことにする。

2つ目としましては、手段として不公正な取引方法の行為要件に該当するものに限定するというところは同じですけれども、必ず違反金をかけるというものです。

3つ目は、不公正な取引方法かどうかは関係なく、排除型私的独占についてはすべて違反金の対象となり得るとするわけですけれども、公正取引委員会に裁量を与えるというもの。

4つ目は、排除型私的独占はすべて義務的に違反金の対象になるというもの。この4つが考えられるということで整理をしております。

排除型私的独占に対する違反金の算定方法について(2)のところ整理がしてありますけれども、2つの考え方があるということで挙げてありまして、これは実態に応じて判断すべきということで整理をされております。

1つの考え方は、不当な取引制限とか支配型の私的独占と同じ算定率でよいではないかということでして、排除型私的独占も不当な取引制限、支配型私的独占も競争の実質的制限というところで共通する行為ですので、違反行為をするインセンティブを失わせる水準というところは大きく違わないであろう、大きく違わないのであれば、わざわざ別の算定方法をつくる必要はないという考え方です。

もう一つの方は、排除型私的独占は不当な取引制限とか支配型私的独占とちょっと違って、違反行為によって得られる不当な利得がより少ない、あるいはより多いという実態があるのであれば、違反するインセンティブを失わせるの

に適切な水準というものも現行の算定率だと過少になる、あるいは過剰になるということが考えられますので、そういう実態がある場合には別途の算定率を設けることがよいではないか。その場合には、過去の違反行為から見て、その違反をする前とした後で利益率がどう変わっているか、あるいは競争業者等を排除したことによってシェアが増えると思われしますので、そのシェアが増えた分でどれくらい利益が上がっているかというところを推計して算定率を決めるという方法があるのではないかとということで整理をされております。

大きな2つ目で「不公正な取引方法」ですけれども、まず不公正な取引方法を違反金の対象とするかどうかにつきましてはワーキンググループでも消極、積極の2つに考え方が分かれております。

アは、違反金の対象とすることは不適當という消極派の方ですが、理由といたしましては「公正な競争を阻害するおそれ」という予防的な規制であるので、違反金の対象とすることは適當ではないのではないかと、それから、現行の排除措置命令と命令違反に対する罰則ということで抑止力として不足はないのではないかとということです。

他方の積極派といいますが、違反金の対象とできないわけではない、少なくとも必要な行為類型については違反金の対象とすべきという考え方の方ですけれども、こちらの方の理由といたしましては「公正な競争を阻害するおそれ」と、条文上の要件は「おそれ」ということになっているわけですが、実際にはその弊害が現実に生じるものを念頭に置いて制度設計をすればよいのではないかと、それから、不公正な取引方法の要件は明確であるので、萎縮効果ということは考えなくてよいのではないかとということで整理をされております。

(2)のところは、不公正な取引方法を違反金の対象とすべきという考え方の場合、どういう行為類型を対象にするかということが整理をされていまして、一般指定で16行為類型、特殊指定がそのほかにあるわけですが、下記の2類型、ぎまんの顧客誘引と優越的地位の濫用を除きましては具体的に違反金の対象とすべき立法事実があるとは考えにくいということと、それから支配型私的独占が既に課徴金の対象になっており、排除型の私的独占も違反金の対象とするということになれば、不当廉売ですとか差別的取扱い等、不公正な取引方法の多くの行為類型が大体カバーできる、つまり、競争侵害の程度が強くなれば私的独占として違反金の対象になりますよということで抑止効果が期待できるということの2つから、アとイの2つの行為類型について違反金の対象にすればよいという発想でございます。

まずアの「ぎまんの顧客誘引」ですけれども、ほかの不公正な取引方法と違う扱いをすることの理由といたしましては、消費者が直接の被害者になることが多いということと、それから違反行為の結果として事業者の手元に「やり得」

が残ることが明確であるということで、違反金という金銭的不利益措置を課すことで抑止効果を図るということに似つかわしいタイプであるということで区別ができるのではないかというのが理由になります。問題点といたしましては「一方」というところですが、ぎまんの顧客誘引について独占禁止法で法的措置を取ったことはないという問題があります。この種の違反については主として景品表示法上の不当表示ということで処理をされてきていますので、ぎまんの顧客誘引で違反金の対象とするということは本当に必要かという問題があるということです。この点については、景品表示法の不当表示を違反金の対象とすればよいではないか、景品表示法の方はたくさん違反を処理していますので、そちらを対象とすればよいではないかという発想があるわけですが、現行法上、景品表示法は不公正な取引方法の特別法という位置付けになっておりますので、いわば親の方には違反金はないのに子の方に違反金があるという親子の関係が逆になってしまうところが難点として残ることが指摘をされております。

2つ目の「優越的地位の濫用」ですが、こちらの方もいわゆる派遣店員ですとか協賛金というものにつきましては違反行為によって事業者の「やり得」が残りますので、違反金という金銭的不利益措置で抑止を図るのに似つかわしいタイプであるということで、ほかの不公正な取引方法と違う扱いをするという説明ができるのではないかとあります。

あとは、別の発想といたしまして、下請法の原状回復措置を参考にしまして優越的地位の濫用については排除措置命令で、例えば、協賛金の額がだれから幾ら取ったかがわかるということであれば、その協賛金を収めた納入業者に返還せよということを排除措置命令で命じる方法もあるのではないかとあります。

ただ、現行の条文でそういう原状回復措置を排除措置命令として命じることができるかどうかは別途の検討が必要ということが指摘をされております。

3番目の不公正な取引方法について違反金の対象にする場合の算定方法とか賦課の仕方ですが、不公正な取引方法についても合理的な算定方法を定める必要があるということはほかの場合と共通と指摘されております。それで、方法としまして例えばということですが、ぎまんの顧客誘引についてはぎまんの誘引行為で売上高が増加したとか、利益率がこれだけ増えたということが過去のデータから推計できるのであれば、それを元にして適切な算定率をつくって売上高に掛けるという方法が考えられるのではないかとあります。

それからもう一つ、違反金の賦課の問題ですが、不公正な取引方法につきましては正当な競争行為と違法行為の判別が難しいということで、違反行

為に対して違反金を義務的に賦課することにしてしまいますと萎縮効果ということも懸念されます。そういうものへの対応として、不公正な取引方法を違反金の対象とする場合でも、違反金をかけるか、かけないかについて公正取引委員会が裁量を持つという方法も考えられるのではないかとということで整理をされております。違反金の対象行為類型についての御説明は以上です。

それから、資料の確認をさせていただきます。

資料2は「審判制度の在り方について」のワーキンググループでの議論をまとめたものでして、後ほど御説明をさせていただきます。

その下に「価格カルテルに対する金銭的不利益処分に係る比較」という横長の資料を用意してありますけれども、これは前回の懇談会におきまして日本の現行の課徴金の水準が外国と比べてどうかということについて御議論がありましたので、算定方法について改めて整理をして配布をしております。

それから、岸井先生の「独占禁止法における課徴金制度のあり方」という論文がありましたので、参考資料として配布をいたしております。

それから、村上先生からメモの提出をいただいておりますので、これも参考資料として配布をいたしております。以上でございます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

それでは、このワーキンググループからの報告書を材料にして最初に「違反金の対象とすべき行為類型について」の御議論をいただきたいと思います。このペーパーは今、申し上げましたように2つに分かれておりますので、まず1の「私的独占」について御議論をいただきたいと思います。

そこで、まず最初に御意見が出ている方の御意見を伺いたいと思いますが、村上さんからペーパーが出ております。村上さんのペーパーは前もって拝見いたしましたけれども、1と、それから3は今日の議題とするかどうか、これは時間の関係で後に譲らせていただきたいと思いますので、2の違反金制度のところですね。ここは1と2と両方にまたがっているような、つまり私的独占の排除型と不公正な取引方法の両方にまたがっているようなところもございませけれども、ここは全部一挙にやってください。どうぞ。

**村上委員** 議論が細かくなりますので、口頭で発言すると必ずしも理解してもらえるかどうかかわからないので文書にさせてもらいました。

今までの経緯で裁量型行政制裁金の議論というものは今回はあきらめて10年後辺りにもう一回やればよい議論かなと思ったのですが、また裁量型がここに出ているので、もう一回この点について説明させてもらいたいと思います。まず順番に、基本的に2ページの違反金制度から繰り返させていただきたいと思います。

優越的地位の濫用規定というのは、独立して強化すべしという強い要請があ

るのだと思いますので、これは今の不公正な取引方法から抜き出して法定化して行政制裁金の対象とすることは可能であると考えますし、またそうすべきであろうと思います。その上で、大規模小売業者に対する納入取引について、問題になっている不当に派遣された手伝い店員の対価相当額や、不当な協賛金相当額、その他もあるのでしょうかけれども、そういうものを制裁金額とすることが相当であろうと思います。

それから、これらの違反行為に対しては納入業者に返還させて原状回復を図ったかどうかということも主張としてはありますが、やはり大原則は私法秩序に介入するよりは違反行為者に対して制裁金の支払いを命じて、二度と違反行為が生じないようにするというのが独占禁止法の措置としては当たり前の話なので、それが本筋ではないかと思っております。

それから、独占禁止法 20 条では「当該行為を排除するために必要な措置」と規定しておりますので、あくまでも当該行為を排除するために必要な措置でありまして、経済上の利益を被害者に返還するというものは含まれないという解釈になるのだらうと思います。

次に私的独占の方に入りますが、私的独占で選択肢が 2 ページに 4 つございますが、その中では 3 の私的独占排除型はすべての違反金の対象となり得るものにする。ただし、公正取引委員会が違反金を賦課するかどうかの裁量を持ち、一定の場合には違反金を賦課するという、この第 3 が正しいと思っております。

ただ、やはり、担当当局である公正取引委員会が私的独占（排除型）に該当する行為の中から違反行為の重大性等を勘案して違反金を課す行為を選別するという裁量権の行使というものは不可欠なのであって、それに自信がないというのならば、私的独占の行為の中には公平さの観点から違反金を課すべきでない行為というものは当然出てくるわけなので、そういう裁量権の行使に自信がないというのならば導入するのは見送るべきであろうと思っております。

それから、もう一回行政制裁金のそもそも論で、行政制裁金の認識の仕方が結論に関わっていると思っておりますので、その意義を繰り返しますと、国際的に見て競争ルールについての裁量型行政制裁金というものは一般的に競争ルールの実効性を確保する制度として使われておりまして、義務的に課すというよりは、課せるようになったら課すという程度の制度になっています。

行政制裁金全体として見る場合に、欧州委員会の行政制裁金の使い方を見るとむしろ誤解するのであって、欧州委員会の極めて積極的な法運用に着目しがちでありますけれども、国際的に見ると、今はどんな途上国の競争法にも行政制裁金の実効性担保手段として規定されているというのが実態であります。そういう意味では、導入されていても発動していない競争当局というものも多いというのが実際の行政制裁金の使われ方になっています。

そういう意味で、日本ではずっと義務的課徴金というもので制裁金制度を運用してきましたので、導入すると必ず賦課しなければならないというような誤解が生じていますけれども、行政制裁金の性格から言うと私的独占（排除型）が行政制裁金の対象となったとしても、大部分の行為に対しては賦課する必要もないのであって、その辺に裁量性の意味があるんだと思います。私的独占、排除行為のうち競争秩序に与える影響が重大であって悪質なものにのみちゃんと裁量権を行使して選別して制裁金を課せばよく、しかも妥当な制裁金額を課せばいいのだという考え方で設けられている制度だと思います。そういう意味で、 の選択肢に賛成ということです。

次は、その上の方にいろいろな表現で書いてありますが、私的独占（排除型）を不公正な取引方法の行為類型と重なるものは除くというので絞ろうという理由ですが、「その手段として」という言葉がずっと使われていますが、理由は文字どおり行為類型として不公正な取引方法の行為類型と重なるから、あえてそこにペナルティを課す必要もないだろうという表現でいいのだろうと思います。そういう意味では、違法性のレベルについては議論のあるところではありますが、行為類型としてみていく場合に重なるということについて、争いがないと考えております。

その次が、違反金額の算定方式をどうするかという議論で、今、提案されていますのは利益率の変化、市場占有率の変化を元にして売上高に対する比率で算定額を決めたらどうかというのが提案内容になっています。私は、これは検討は十分すべきだとは思いますが、実際にそれを入れるのは難しいと考えております。

すべての私的独占（排除型）事件についての平均値がこんなものだと皆さんが納得できるような数値が取れるならば別ですけれども、数少ない過去の私的独占の排除型事件をピックアップして、そこから幾つかの利益率の変化とか市場占有率の変化を元にして数値を出して、それで決めることには無理があると考えております。なぜかという、違反の重大性等による区分と強引に決める算定率との売上率ベースの違反金額の大小というのは必ずしもリンクしない可能性が随分大きいのだと思います。例えば、一番最近の事例でNTT東日本に対して私的独占事件でアウトになりましたけれども、こんなものは売上率で言ったらどのくらい大きな事件の金額になるかはわからない可能性はあると思うので、そういう単一算定率をつくることについてはかなり無理があるのではないかと思います。

それで、どうしても違反金の対象にすべきであるということならば、基本的な議論は裁量型行政制裁金を入れた場合の行使形態とか行使方法がどうあるべきかという、その本質論の議論になるかと思えます。それで、そのときのや

り方としては非常に原始的な方法というか、プリミティブな方法ですけれども、よく使われるのはむしろ固定金額で定めるという方法で、EC委員会の今のガイドラインではなくて従来の制裁金のガイドラインでは軽度の違反、重度の違反、非常に重大な違反という3分類をしております、それで最初の金額を決めるということになっていまして、その金額については固定金額というか、正確には価格帯ですが、そういうようにしていた。

そういう意味で、一定の金額を例えば定めて、それで松竹梅でもないですけれども、重要性の高い、低い、中間程度において固定金額を定めて、それについて制裁金とする。当然、公正取引委員会はそれに対する裁量権は賦課しないことも含めて行使するという制度が行政制裁金のことの一番基本的な形態としては考えられるので、それを検討してみたらどうかということになるかと思えます。

それによると、最初の金額は当然低い金額でいきますから、1,000万から1億円程度の間金額を相場観としてつくっていく感じになるかと思えます。それから、今、申し上げましたように、違反の重大度に応じて、例えば3段階の固定金額を定めてもいいし、加減要因によって基準金額を上下に加減算することにしても構わないわけでありまして。それから、最初は低くても違反抑止効果が十分でなければ将来的にその金額を引き上げることで対応することができるのだらうと思えます。

それから、そういう形で固定金額を定める方式にすると、とても計算できないはずのぎまんの顧客誘引についても告示から抜き出して法定化して課徴金、違反金の対象行為とするとことは可能であらうかと思えます。

ただ、ぎまんの顧客誘引と言ってもマルチ商法とかトヨタ商事の悪質商法というような非常に大きな事件をイメージしているのであって、景表法上の不当表示というのはむしろ非常に軽微な行為についても迅速に是正させるということに意義があるので、景表法上の不当表示まで課徴金の対象にすることについては個人的には反対でございます。

その次が、そういうふうにしていくと、もしかしたらここで問題点として指摘されているように、義務的賦課と裁量的賦課の方式が2つ併存することになるかもしれない。私は裁量的賦課に賛成はしていますけれども、ここまで議論が進んできていることと、それから実際に立法化を考えた場合には広範な裁量型行政制裁金というのは簡単に実現できるとも考えておりませんもので、そういう意味で今回は大きな制度を見送るのはやむを得ないかと考えております。

ただ、将来的課題としてはやはり全体を含めた上限金額を定めた包括的な行政制裁金の創設というものは考える課題としてはよいのではないかと。それをむしろ将来的な課題として考えていただければという形で思っております。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

今の御発言で最初の部分と、それから最後の一部ですけれども、2の不公正な取引方法の方にも入っておりますが、先ほど申しましたように1の「私的独占(排除型)」についてまず御議論をいただきたいと思います。今の御意見をサポートする、あるいはそれと違った御意見等々、いろいろな御意見があるのかと思います。

ただ、私どもワーキンググループの方ではこの懇談会の方で、私的独占の排除型についても違反金の対象とすべきであるといった前提の下で議論をしようということでこういう形になっておりますので、実は違反金の対象にすべきではないと最初から思っていたということを今、言われても、なかなかワーキンググループとしては困るところがありますし、ワーキンググループどころか検討会としても困るところがあるかと思えます。

ただ、全く議論を排除するつもりはございませんけれども、気持ちはそういうところにある。そこで、問題はこの違反金制度を私的独占、排除型に及ぼすとしてどういうスキームを考えたらいいか。そういう方向で、できれば御意見をいただきたいと思います。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

では、諸石委員どうぞ。

**諸石委員** ペーパーの整理に大変御努力をいただいたことはよくわかりますが、1の(1)のア、イという辺りで「法執行の予測可能性を損なうことはないともいえる」。非常に御苦労いただいた文章かとは思いますが、現実に例えばカルテルの事件の有罪率といえますか、最終まで黒になった率と、私的独占で取り上げて処置に至った率とを考えますとやはり大幅に違ひまして、私的独占というのはなかなかそれが法違反なのかどうかということについては実態として非常に流動的であるという事実があるかと思えますので、その辺を全く触れずに言ってしまっているのか。

それから、イで2行目にどういう手段かによって区別するのは理由がないと書いてございますが、もっともこれは何もなかったときに排除型だけを立法化して、それについてはなぜそうなのかということ公正取引委員会当局も国会でいろいろ御説明になったし、解説書を見てもいろいろ書いてある。

そうすると、区別する理由がないと簡単に言えるのか。区別する理由があると思って立法したんだけれども、その後の事情の変化だとか、考え方の変化で区別する必要はないと思うに至ったんだという辺りのもう少しそれらしいことが書かれてもいいのではないかと思いました。以上です。

**塩野座長** どうもありがとうございました。第1点の方は御意見はごもっともなところがございますので、これは報告書ではございませんから報告書の作成に当たっては実態をきちんと考える必要があるくらいのことは書けるかと思

います。そこはまた後ほど相談させていただきます。

第2点の方はちょっと私の諸石委員の発言の理解が間違っているのかもしれませんが、ここではまず支配型はそれで抜け出るということで、今度は排除型の方で一種の更に切り分けをするかどうかということが議論になっておりまして、アのところでは切り分けができる。不当廉売、差別取扱いということについてはこれを対象として切り出そうといったことでございます。

それから、こちらの方についてはそういった切り分けは理由がないというこれからの話でございますので、諸石委員の御発言の趣旨が私にはちょっとわかりかねたところがございますが、よろしゅうございますか。

それでは、ほかの方からどうぞ。実は、これはなかなか難しい議論なんです。やってみなさいと言ってスキームを4つつくりました。そうすると、このスキームではだめだというのが、  
、  
、  
にそれぞればらつきますと、結局どれでもだめだということになるわけなんです。それから、このスキームを見たらやはり実現不可能だという議論ももしかするとあり得るかもしれないというところがございます。そういう意味で、懇談会の委員の方々が後になってみて、実は自分はこう思っていたんだ、思い違いをしていたんだということのないように、十分ご納得いただけるような形にさせていただきたいと思います。

では、小林委員どうぞ。

**小林委員** そもそも私的独占の排除型について課徴金の対象にするかどうかという議論ではそれが支配型の私的独占と同じ結果をもたらすのだから違反金を賦課するべきではないかという議論であったかと思います。それと同じ発想、考え方でいけば、過程における手段を基準に課徴金の対象になるかどうかを判断することは、私的独占の排除型を課徴金の対象にするべきだという精神に反するので、私は限定は不要と考えます。ですから3番のすべて違反金賦課の対象となり得るものとするという考え方をとるべきと考えます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。では、浜田委員どうぞ。

**浜田委員** きれいに取りまとめていただいたので頭の中の整理がしやすくなりましたのですが、私も小林委員と同じようにイの限定は不要という考え方でよいのではないかと思います。

では、その場合に違反金を具体的にどうするかということなのですが、今、村上委員もおっしゃいましたように、ここの分野においてこそ裁量的というところに踏み込んでみたらどうか。そうしますと、4案に整理していただいたもののうち  
ということになりますでしょうか。この選択肢でやってみることとする。しかし、その代わりに今まで経験のないところに踏み込むわけですから、余り金額は大きくしないで、幾つかの運用事例を積み重ねていき、自信がついたところでもう少し効果を強力にということになった場合には、違反金

の金額を上げていく。そのような形で慣らし運転的に始めてもいいのではないかと気がいたします。

**塩野座長** どうもありがとうございました。今の議論を整理しまして1つ気になったのは、小林委員と浜田委員との違いがあるのではないかと。小林委員はもっと支配型と同じにしろということですから、の方にありますね。

**小林委員** 裁量型については特に申し上げませんでしたけれども……。

**塩野座長** だけど、議論から言うとですね。

**小林委員** ただ、そこのところはまだ明確な意見がないのであえて言わなかったんですけれども、違反金の内容については浜田委員がおっしゃられたように事例としてどのような賦課をするのかという具体的な明確なところがわかりませんので、ある程度裁量を持つということによいのではないかと考えています。

**塩野座長** そうですか。押し問答はいたしませんので、の方に加えておきます。どうもありがとうございました。

消費者の方は、個別でも結構ですが。

**佐野委員** 私は、でいきたいと思います。

**塩野座長** ほかにどうぞ。

**山本委員** 私どもの方も、でいいのではないかと思います。

**塩野座長** わかりました。切り出しが余り評判がよくないようなんですけれども、気持ちはいろいろな被疑行為があるときに、そのうちのどれをこういった制裁の対象にするかという点について、私は結構立法裁量があると思うんです。それは道路交通法違反とか何とか、いろいろなものをこれから新しく何か制裁の対象にしようというときも、それぞれの行為についての立法事実を見ながらいくわけですね。今日は西田委員はおられませんが、私は刑法自体も一種の切り出しではないかと思います。非常に人間の本性に反すると言っても、それを直ちに刑法に入れるのかどうか。それからだんだんにそれをなくしていくということもあるわけですから、そこは憲法上すべて決まっているというわけではなくて立法の裁量があるということだと思います。そうすると、こういった問題を考えるときにも、では排除型についてすべてかけてしまうというのが筋なのか、それとも立法事実を見ながら切り出していくのが筋なのかという議論はあり得ると思ひまして、そういう意味でアを考えたわけです。

ただ、ワーキンググループの方でもアの方は余り評判はよくなかったということは申し上げておきます。

では、榎野委員どうぞ。

**榎野委員** 私もまだ迷っているところもあるんですけれども、今の座長のお話などにも背を押される感じで、私はアとかイではなくて、から、例えば

でいいのかという感じがします。すべて排除型を対象にしてしまうとどうなのかという気もするし、かといって全部要件を のように決めて、当てはまったものは全部賦課するというのもどうかと思う。公正取引委員会を信用しつつ、裁量を多少効かせてもいいのかなという感じがいたします。

**塩野座長** ありがとうございます。村田委員、どうぞ。

**村田委員** 議論を蒸し返すつもりは全くないのですが、前にこの点を議論した第 26 回の会合でワーキンググループに整理してくださいとお願いしました点は、あくまでも排除型の私的独占を違反金の対象にした場合の構成要件を具体的に明確にしていくということであったとっております。特にあのときに話が出ていましたのは、略奪的価格設定による私的独占（排除型）を対象にすることにより、不当廉売、差別対価の抑止につながるということでしたので、どういう場合にどういう要件を満たしたものを排除型の私的独占として違反金賦課の対象にすべきなのか、その具体的な要件の整理をしていただけるものとワーキンググループに期待しておりました。しかし、今のこの整理だけでいきますと、これが本当に法執行の予測可能性、要するに企業として何を守らなければならないのかという部分が、果たして今のこの整理で企業側、事業者側に十分理解させるだけの明確性、透明性が確保されているのかどうかという観点で疑問が残っているというのが正直なところでございます。

改正法が施行されて1年少々しか経っていない中で、改正時の国会答弁においても、支配型私的独占に課徴金を賦課するのはこういう理由からであって、排除型私的独占には、こういう理由で課徴金の対象とはしない、すべきでない、公正取引委員会として説明されている内容があるわけですから、それと比較して、一旦、課徴金の対象にする必要がないと判断した排除型私的独占に関して、どのような問題、またどのような事例のどういう点が問題だから、今後は違反金を賦課すべきであるという判断に変更することにしたという部分を論理的に説明できるように、やはり必要とされる背景や理由に関して、もう少し分析が必要なのではないかというのがこのペーパーを拝見した正直な印象でございます。

**塩野座長** 今の御意見は2つありまして、1つは排除型を対象にするかどうかについて立法事実があるかどうかという問題と、それから仮にそれがあるとしても今度は執行上明確あるいは予測可能性を確保することができるかどうかといった2つの点だったと思います。

それで、前者の方については私は一応議論は済んでいるとっております。それをもう一度立法事実から洗い直せと言われても、これは会議の運用上なかなか難しいところでございますので、もしあれでしたら反証を挙げていただきたいと思っております。

後者の点につきましては、前回の改正のときにこれが見送られた理由を私は正確に理解しているわけではございませんけれども、主たる理由は違反金額の算定方法についての問題であったのではないかと理解しております。

ただ、さはさりながら、その対象明確性ということは非常に重要でございますので、そこはいろいろ考えて、そこでアの方が明確性が強まるのではないかという考え方と、それからイの方はやはり法律論としてはこちらの方があるいは筋なのかもしれませんが、要するに排除命令を出しているわけですね。それに違反すれば刑罰が科されるといったことをやっているのに、違反金を課されるというときに急に不公正要件が不明確だというのも、立法者としてそこは逆につらいのではないかと思います。

もちろん違反金ということで制裁度が強まるんだから、それは注意しなければいけないという御主張であれば、それはわかると思いますけれども、大体イの方の主張はそういう趣旨で、そのことをここに書いてあるということだと思います。

そこで、先ほどから違反金という新たな不利益な要素を付け加えるということであれば、それなりの準備は必要でしょうというのが諸石委員、それから小林委員、浜田委員もそういった方向から金額の水準の点、それから裁量型の導入というのはそういうところで押さえておられるんだと思いました。

私のコメントは以上でございます。どうぞ。

**村田委員** 例えば、1ページのアの不正な取引方法を手段とするものに限定するという考え方に関しまして、ここに例示されている不当販売にしても差別取扱いにしましても、排除措置命令すらほとんど出されていない行為類型でありながら、それについて「不正な取引方法の行為要件は明確であるので」という説明がなされているわけですが、むしろ違反金対象にする行為類型や要件は更に絞る必要があるというのが前回の議論だったのではないかと理解しております。

**塩野座長** そのところは私の考えといたしますか、答えとしては、発動されていないということの理由が不明確だからということだけなのか。それとも、裁量性を私はそこで働かせていると前から言っているわけですね。排除措置命令のところでは裁量を働かせている。だから、不当利得の違反金の問題についても裁量とかいろいろ議論がありますけれども、その前の段階で既に裁量を働かせているというふうに私は理解しております。そういう裁量の働かせ方であって、要件が不明確だから発動できなかったということではなくて、裁量権の発動をそこでやっているというふうに理解をしているということだと思います。

ただ、この点は独占禁止法でよくやられていることで、ガイドラインみたいなものをつくっていくとか、そういったことはあろうかと思いますし、これが

らはそういったガイドラインは私の理解では行政手続法上のパブコメの対象となると思いますので、十分一般の国民の意見を聞きながらガイドラインをつくっていくということもあろうかと思います。ただ、そこは立法者の段階で要求することはもちろん可能でございますので、報告書の段階で仮にこれをやる場合には構成要件について明確にするように努力すべきということくらいは言えると思います。では、金子委員どうぞ。

**金子座長代理** 諸石委員、村田委員から、これまでに私的独占あるいは不公正な取引方法等について余り発動されてきていないではないかという発言がありましたけれども、独占禁止法の適用の歴史を振り返っていただくと、どういう行為に公正取引委員会が経済の発展の過程の中で注目をしてきたか。また、いろいろな社会的なプレッシャーの中で適用がどうなってきたのかという辺りも一緒に考えてみる必要があるのではないかと。

日本の高度成長期において、むしろ企業規模を拡大するという観点からは、不公正な取引方法とか、あるいは規模の拡大から生ずる弊害のところに規制の中心を置いてきている。あるいは、ある程度寡占化した段階で非常にカルテルが多くなってくる、あるいは不況の中で不況を克服するためにという理由でカルテルが行われるという場合には、カルテル規制が非常に重視されてきたという経緯があるんです。

そういう経緯の中で、いわゆる私的独占と言われるものに対して必ずしも公正取引委員会がこれまで積極的でなかったという理由があると思うので、私は経済社会的に今、私的独占の規制の強化ということが本当に必要ないと言えるのかどうか。むしろ現在の状況の中では市場支配力を持った、あるいは非常に大きな力を持った企業が行う反競争的な行為、あるいは反消費者的な行為に対して目を向けていく必要が非常に強まっているのではないかと。そういう点も、やはり考えてみる必要があるのではないかと。今まで運用されていないから必要性がないということは、私は理由にならないだろう。これはむしろ現在のように高度に発展した経済社会の中で、各市場においてかなり競争が制限されている状況があるわけですから、そういうところで力を持った企業の反社会的あるいは反競争的な行為に対応していく必要性がますます強まるのではないかと思います。その点だけ申し上げておきたいと思います。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

ワーキンググループの方もどうぞ、御発言ください。増井委員、どうぞ。

**増井委員** 私は、2ページの4つのパターンの を支持したいと思います。大分議論を出していただきましたので、ここではまず、2ページの(2)の「算定方法」のイについて問題があるのではないかとということをお話をしたいと思うわけです。このイの立場に立って現行の算定率とは別の算定率を設ける場合、

当該業種、規模、時期等によっていろいろなケースが考えられて、別途の算定率を定めることもなかなか容易ではない。

具体的には、イの後段で、利益率の変化と市場占有率の変化等を基にして不当利得相当額を推計するというようなことが書いてあります。これは、ある意味では、法人所得なり個人所得について推計課税をする場合と非常に似たような状況になってくる。

そういう推計課税と同じような状況になってきますと、まずサンプルを集めることが大変な上、サンプル間のばらつきも相当出てくる、したがって、どのような基礎資料を基にして利益率あるいは市場占有率を算定するかというのは極めて困難になってくる。それだけでなく、事業者の方は多くの場合、いわゆる実額反証を出してくる。そして、その点は、訴訟の場合、非常に大きな争点になってくる。

公正取引委員会の人数は、1,000人足らずであったと記憶していますが、その程度の人数でこんな訴訟に対応できるのか。国税庁は何万人という人数を抱えています、それでも相当な苦勞をするのです。ちなみに、推計課税の証拠の出し方一つ取ってみても、同業者の名前を出すか出さないかで大もめにめめるわけです。

そういったことを考えると、この利益率とか市場占有率等で算定率を考えてはどうかというイの考え方というのは、理論してはわかりますが、実務としては考えにくい。こんなことをやっていたら公正取引委員会は動かないのではなにかと思うわけです。

次に、そういう算定方法を踏まえて1ページのウの「違反金の裁量的賦課」の2行目ですけれども、裁量的賦課にする理由としては2つの理由が挙がっています。1つは違反金の算定方法、水準の定め方ですが、これが今の問題であって、実際的でない。

もう一つの理由が、執行上の理由です。この点については、先ほど座長の方から「切り出し」という説明がありました。しかし、私はそのような理由はこの場合には妥当しないと考えます。小林委員も言われたように、既に私的独占の支配型については、既に課徴金を課している。そうであれば切り出し、新しい執行になるからということで、私的独占の排除型に課徴金を課することをちっともためらう必要はない。むしろ、そのような観点よりは、法律の要件は、「公共の利益に反して競争を実質的に制限する」かどうかということに留意する必要がある。

ただ、行為の種類が支配と排除とでは違うから、なかなか課徴金を算定しにくいということは、それはそのとおりだと思います。したがって、少々少な目でもいい、控えめな水準でもいい、という議論は私は傾聴に値すると思います

し、基本的には2ページの算定方法のアの現行の私的独占と同じ算定率というところでやらないと、整合性が取れない。片方の排除型の場合には裁量を認め、他方の支配型には認めない、そういうバラバラな対応が、法律の要件の面からしても、実際的に運用し、行使する面からしても、うまく説明できるのかという感じがしております。

したがって、私は基本的には算定方法は、(2)のアの現行の私的独占の支配型と同じでいいと思っております。なお、先ほど村上委員が言われたようなことも考える余地があるのかなという気もしますが、3種類くらいに分けるとその境界線上に当たった人の争い方というのもまた深刻になってくる。それも実務的には負担になるのかなという感じがします。

ですから、結論としては元へ戻りまして、私的独占の排除型はすべて違反金の対象とするということをやりたいと思います。

**塩野座長** どうもありがとうございます。もう一度ここで蒸し返すつもりはありませんが、今、税金の話を出されましたけれども、ちょっと違うのは、税金はまさに客観的にある実額が問題になって、それで推計をして今度は実額反証というやり取りで、あくまでもそれは客観的に存在するはずの税額なんです。

ただ、ここで決めるのは一種の立法裁量的なものであって、本当にそれだけということではなくて、こういう方式で決めることについての合理性あるいは納得性があるかという議論だと思いますので、個別の訴訟の場面で税におけるような争いの実額をめぐる挙証のいろいろなやり取りというふうにはならないのではないかと私は理解をしております。

**増井委員** 多少わかりやすくするために推計課税のお話をしましたけれども、要は、この法1条にあります一般消費者なり国民経済にどれだけの影響を与えるかということが最終的には課徴金の算定について大きな意味をもってくる。その一般消費者の利益なり国民経済に対する影響ということを考えて場合、それはとりも直さず市場にどれだけのインパクトを与えたかということで決まるわけです。それでは、市場にどれだけのインパクトを与えたかという問題になると、それは売上高というものがかなり重要な問題になってくる。特に、不当利得をベースとして課徴金を行政上の制裁と課することになると、市場でどれだけ利益を上げたのかということがやはり問題になる。

そういう意味で、推計課税と非常に似た部分がある。それを踏まえると、実務がうまく回っていくかということをお考えいただきたい。これが私の申し上げた趣旨です。

**塩野座長** わかりました。その点は「算定率の設定根拠は不当利得相当額である必要は必ずしもなく」という、このくだりがもう一つのところには入っ

ているので、その考え方の違いが今おっしゃっているところにも出てきているのだと思います。

そういうことで、ワーキンググループでもさんざん議論をいたしましたけれども、なかなか一つには絞れていないという状況でございます。

そこで、ほかにワーキンググループの方で、宇賀さんから何か付け加えることはありますか。

**宇賀委員** 特にございません。

**塩野座長** よろしいですか。

では、角田さんいかがですか。

**角田委員** 特に今回は消費者関係の委員3人で検討したということではないのですけれども、から のどれかと言われると ではないかということです。現行の不当な取引制限や支配型の私的独占の課徴金は、義務的な賦課なので、それとのバランスがすると排除型の私的独占だけに別な裁量型を導入するというのではなく、やはり義務的賦課とすべきではないかと思います。

対象行為については、排除型独占についてはいろいろな行為が考えられるのでどうかということではなくはなくて、運用上いろいろ出てくるのかなという感じもするのですけれども、原則的には例外を設けないですべてを対象とすべきということで を支持したいということです。

**塩野座長** わかりました。この懇談会としての意見の取りまとめの仕方に関係いたしますが、この懇談会は学識経験者のお集まりあるいは各界のお集まりという形で、その方々が知恵を絞っているいろいろなアイデアを出した。そして、やはり排除型も対象にするという前提でこういうアイデアを出した。しかし、なかなか1つに絞り切れなかったということは事実としてございます。

それからもう一つ、私が懸念しておりますのは、これはここで決めればすぐそのまま通るというものではありませんで、一番難しそうなのは裁量だというふうに言っても、それでは今、増井委員が指摘されましたように、一つの法律の中に、そしてまた独占というカテゴリーの中で、一方はねばならない規定、一方はできる規定というふうに書き分けることについての法体系上の、あるいはまさに法制上の議論がいろいろ巻き起こってくる可能性があります。

それを仮にここでは裁量性の意見が比較的多かったということで、これから頑張ってもらおうということはあるかと思いますが、ぎりぎりのところでどうなるかというのは私も予測不可能でございます。また、 の考え方も有力となえられているということでございます。

そこで、こんな変なお願いがあり得るかどうかわからないんですけれども、とにかく から のどこに転ぶか、なかなか私は正直なところわかりません。また、ここで拳手をして、ここで多数を取ったから本当に学識経験者等々の

意見を代表しているかということ、代表性はそんなにないんですね。だから、ここは皆で考えた末がこうだということで立法当局が我々の意を汲んで、私的独占についての排除型も現在の状況ではこういう形で実現せざるを得ないということで絞り込むということを経済的な立法者の段階に譲らざるを得ないのではないかという感じも正直なところ、しております。

ただ、それは我々に対して課された課題に答えていないという御意見の下に、是非1つに絞れということであれば、またもう一度議論をしていただくということももちろん可能でございますが、いかがでございますでしょうか。

**浜田委員** 1つの法律の中に義務的な部分と裁量的な部分があるというのは不整合ではないかというお話なのですが、排除型であっても違反金融課の対象とする。したがって、義務的にした方がよい。にした方がいいとしたところで、違反金の金額の算定はどうにも機械的にやりにくいという違いはやはりあると思います。

したがって、金額の算定について相当の裁量を認めるということであれば、説明はつくのではないかという気がいたします。その金額の算定の際にゼロということもあり得るとするとにいくし、そうでないとするとに近いという辺りで、調整のしようはあるかなという気もいたします。

**塩野座長** そんな議論をすることになるのではないかという気もいたしますが、どうもありがとうございました。では、村田さんどうぞ。

**村田委員** 先ほど少し諸石先生からも御紹介がありましたが、公正取引委員会が既に年次報告の中で報告されている事件数と打ち切りの件数を御紹介したいと思います。もちろん、金子先生がおっしゃったように、今後、有力な企業に対する私的独占の案件が増えていこう、それを規制する必要のあるケースが実際にあるということは承知しておりますが、過去、例えば平成13年度から17年度までの公正取引委員会の年次報告から引用しますと、入札談合では、全体で132件の審査対象件数に対して打ち切りはたった2件しかありません。これに対して、私的独占の場合は、審査対象件数が全部で12件しかない中で、そのうちの審査打ち切り、つまり結果として何も法的措置が取られなかった件数が6件もあるということにして、つまり、立入りはしたものの、半分が審査打ち切りというのがこれまでの私的独占に関する事件処理の実態です。ということは、やはり私的独占というのは、それだけ要件が非常に難しい中で判断も難しいケースが前提になっているということだと思います。これまで課徴金が課されていない中で、排除措置を出す段階でもそれだけ判断が難しいという審査の実績があるにもかかわらず、更に違反金を課すということであれば、さらなる構成要件の明確化を前提にしないと、法執行の予測可能性や抑止力ということにはつながっていかない可能性があるのではないかと思います。

**塩野座長** そこはちょっと私と理解が違うと思うんです。これは一種の自由に対する侵害ですね。自由に対する侵害だと、私は金の問題より排除命令の方がきついのではないかと思うんです。こうしろ、ああしろというわけですね。それに従わなければ刑罰を処する。これは大変なことなんです。

ただ、これでもまだ聞かないので違反金を課そうということですから、そうすると最初の自由に対する侵害についてはこれくらいでいいではないかということで、金を取るよということになると急に硬くなるというのは、そこは私は村田さんと理解が違うところだろうと思います。ですから、その場合にはやはり最初の排除命令を出すときの構成要件がおかしいということで、現在の独占禁止法の規定を改めるべきという御主張が私は一番真っ当な御主張だというふうに理解しております。

**村田委員** その点については前から申し上げていますが、もともとは、構成要件自体を見直すべきというのが当初から一貫した私の意見でございます。

**塩野座長** そこをもう一度やれとおっしゃるならばやりますけれども、ここはそこまでどうもやりそうもないところがあります。

だけど、おっしゃることは私もよく理解をしておりますので、それに対する自由及び財産権に対する侵害ですから、悪いことをしたから何でも制裁を加えるというつもりは私は全くございません。その意味で、後で御議論いただく審判手続についてもそういった趣旨から報告書をまとめているところがございますので、そこは留意していただきたいと思います。ですから、その発動について予測可能性を与え、皆様の納得を得るようなことができるような方法をもう少し考えた方がいいのではないかということで、先ほどもパブコメの話、意見聴取の話もしました。

それからもう一つは、いつも申し上げることですけれども、アメリカ人などは何が起きても裁判で闘って勝ち取ってくるんですね。日本人の場合は、裁判で勝ち取る前にこうしろ、ああしろというんですから、それで大変懇談会の荷が重くなってしまいうんです。これは宇賀さん辺りがよく御存じだと思いますけれども、アメリカ法も非常に細かく書いているところと、結構大ざっぱなところと両方あって、この程度ならば裁判所に任せようという場合が結構多いと思います。

中川さん、私のアメリカ法の理解はそれでよろしいでしょうか。ちょっと付け加えていただけますか。

**中川専門調査員** 以前に、特殊法人情報公開法の立案のときに同じ議論をしたということを思い出しました。日本の場合には情報公開の対象となる特殊法人の範囲はやはり明確に立法にしなければいけないんだという発想ですが、アメリカの場合にはガバメント・コーポレーションの範囲はグレイゾーンは裁判

所で決めろというようなことでも通じるという差があるという議論を当時していたことを覚えています。

**塩野座長** だからと言ってアメリカに倣えというつもりは全くありませんで、ある程度運用の段階で、それは場合によってはこれからの日本の社会ですと裁判所あるいは審判の段階で争うということも残されているわけです。

ただ、それでいいと言っているわけではなくて、その前にできるだけ構成要件の明確性を図るべきだということは私も了解しております。

では、諸石委員どうぞ。

**諸石委員** 今、座長がおっしゃいましたように、排除型と支配型とで全く違うのはおかしいじゃないかという素朴な意見ということは当然あるかと思えます。それを具体化していくと非常に立法的あるいは運用的に難しいということも事実で、それを確かにこの委員会の中で一つにまとめにくい。あるいは、我々としてはいろいろなアイデアを出して立法に待つというか、そういうことしか、具体化したときにこれが一番いいというものがなかなかつくりにくいというのでこれだけ皆、苦勞しているところだと思います。

そこで、無理やりに一つのこれがいいというどうしてもうまいものがなければ、今、座長がおまとめになったようなことなんだろうと思っております。

**塩野座長** それでは、一応今日の段階としては から について、それから算定方法についても御議論をいただいて、それぞれに御主張がございましたが、私としてはなかなか懇談会として一つに絞るということは難しいかもしれませんけれども、ここから立法者が適切に判断をしてもらうだけの材料は整えている。

それからもう一つは、やってみたらやはりだめだった。それぞれおかしいのでやめにするというチョイスは、私どもとしては考えていない。それはよろしゅうございますね。

私が一番困るのは、後から、実は だけ一生懸命主張をして 以外は絶対受け入れないと言ったのに が通ってしまったので、国会で絶対反対だなどと言われるとなかなか苦しいところがございます。もちろん国会での発言を制限するつもりは全くありませんけれども、懇談会としてはこの から のいずれかを立法者として適切に判断すべきであるというような形で一応の御了解を得たいと思えます。まだ機会がございますので、やはりそれではだめだということとはまた御発言をしていただくことはあり得るということですし、またその御発言をどういうふうに生かしていくかということも別に考えるところでございます。どうもありがとうございました。

それでは、次がもう一つ難しい問題で不公正な取引方法でございます。この点については懇談会自身におきまして必ずしも一定の方向性が示されたわけで

はございませんで、不公正な取引方法について違反金の対象とするかどうか。仮に違反金の対象とするとした場合にどういう問題があるのかということでの御下問をいただいたと思っております。

そこで、このペーパーにおきまして、不公正な取引方法について違反金を課すべしということでもとめているわけではございません。ただ、仮にその対象とすべきだというときにはどうかということで、その部分が非常に長くなっておりますので、どうもワーキンググループの方では違反金を対象とするというふうにもう決めているのではないかと直観的にお読みになる方もあるかもしれませんが、それはそうではございません。宿題をまじめに解いたということでございます。

そこで、問題点は2つありまして、1つはごく大ざっぱに言ってやはり不公正な取引方法は対象にすべきである。逆にすべきでないというお考え、その辺をまず御議論いただいて、更にそれを具体化した場合にどうかということをお議論いただいてもよろしゅうございますし、また具体的なことを考えれば考えるほどますます不公正な取引方法は対象にすべきではないという結論に至ったという御発言でも結構でございます。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

**村上委員** さっきはそもそも論を話したのですが、繰り返しになりますが、不公正な取引方法について、ここで書いていないのは、前から議論しているのは公正取引委員会の告示による指定方式で不安定なものに制裁をかけていいのかという話です。それからもう一つは、ここに書いてあるように確かに「おそれ」という段階のものに課していいのだろうか、という点です。それは前からの議論です。

そうすると、課すのは構わないと思いますけれども、不公正な取引方法全体に今のままで課していいのかということやはり問題だという気はしています。その代わり、逆に3ページの整理はそういう意味でぎまんの顧客誘引と優越的地位というものを考えることは一向に構わないと思います。ただ、それはやはり抜き出して法定化する形でやるということとして、それで検討をしてもらえば、いいのだろうという感じがします。そのところは、不公正な取引方法を現行のままで全体にかけていけるかどうかという議論と大きく違う議論になると思います。

**塩野座長** この点は消費者の方が強くて、ただ、消費者でもいろいろ意見が分かっているような感じもいたしましたが、神田委員どうぞ。

**神田委員** 私もちっと文章を読み取れないところもあると思いますが、私も再販のことにつきましては直接消費者の利益を侵害するものだというような考えの下に、やはり対象とすべきだという意見を申し上げてきたわけですが

れども、ワーキンググループのところではそれはどのように話し合ってくださいなのか、取り扱ってくださったのか、ちょっと見えないものですから、ここを読めばいいということがあれば教えていただきたいと思います。

**東出参事官** 再販売価格維持行為は、メーカーが小売店に強制的に上から押さえ付ける形で値引きをするなどという方法をとれば、メーカーが小売店を支配しているということで整理ができるのではないかと。そうすると、支配型私的独占の方が既に課徴金の対象になっておりますので、そちらの方の抑止効果が期待できるのではないかとというような形で整理をされたのかというふうに理解しております。

それで、具体的な文章の上では、このペーパーの3ページの(2)の冒頭の「また」以下の「私的独占(支配型)が改正法で違反金の対象とされたこと」云々のところで、不公正な取引方法の多くの行為類型に対する違反抑止効果が期待できるものと考えられるというところで触れているというふうな理解で資料をつくっております。

**塩野座長** この辺のところは、たしか前の方でも多少資料とともに、ポンチ絵の方でそこはかたなく書いてあったと思います。

どうぞ、佐野委員。

**佐野委員** もちろん違反金の対象としてほしいという最初のアとイでいけばイの方で、違反金の対象とできないわけではないと、 、 、まさにそのとおりだと思っています。

それで、(2)の方にいきまして、ぎまんの顧客誘引に「(不当表示)」と書いてあります。御説明の中では親子の関係で子どもだけにというお話がありましたが、ぎまんの顧客誘引は表示だけではなくて行為というものもあります。景品表示法だと表示だけしか扱われていないので、是非独占禁止法の親の方には行為ということを入れていただきたいと思います。

それから、再販についてですが、確かにそういうふうに読めることは読めるし、私たちもポンチ絵を見てきていますけれど、消費者としては是非一項目挙げて書いていただけると、もっとわかりやすいかと思います。

**塩野座長** わかりやすさの点は、またいろいろとあると思います。

では、石井委員どうぞ。

**石井委員** 不公正な取引方法の中で優越的地位の濫用のことですが、これは実際に実害が生じておりますので、そういう意味では違反行為として違反金の対象とすべきであると考えています。

当然、優越的地位の濫用ということによって、ここにも書いてありますように競争を阻害するということは実際に発生しておりますし、そういうことを行うこと自体が反社会的なこととございまして好ましいことでもございません。

先ほど申しましたように中小企業に特に与える実害は大きいものでございますので、是非違反金の対象としていただきたいと思いますと思っております。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

**村田委員** 佐野委員に対して質問をさせていただきます。先ほどぎまんの顧客誘引が不当表示としか書かれていないので行為を入れてほしいというお話だったと思いますが、行為というのは具体的にどのようなことをおっしゃっておられるのでしょうか。

**佐野委員** 表示ではなく、内容を口頭で説明するということです。

**日野委員** 今ほかの消費者関係の法律では書面交付義務とかありますね。

**村田委員** しかし、不公正な取引方法の定義として告示で定められている内容は、「著しく優良または有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること」ですから、口頭による説明という部分についても、既にこの定義規定に入っていると思います。

**佐野委員** だから、それを違反した場合に違反金の対象にしてほしいのです。「(不当表示)」としか書かれていないので表示しか考えておられないと思い、そうではなく、違反行為も対象にしてほしいと言いたかったんです。

**日野委員** この問題は村上委員が発言されているとおりなんですけれども、1つはやはり告示レベルに構成要件が落とされているというところが非常に法律の体系としてあいまいになっているといいますが、これは独占禁止法はもっと早目に改正すべきだったと思うんです。

といいますのは、消費者基本法とか、あるいは消費者契約法ができたことによって、これは前にもお話をしたことがあると思いますけれども、かなりの法律が消費者基本法や、あるいは契約法にのっとなって、今の事前説明義務であるとか、説明義務というのは民法上の不法行為の特別な規定として設けられているところが多いんですが、事前の説明義務、事前の交付義務あるいは契約締結時の交付義務ですね。そういったものを、やはり独占禁止法の本体の中に格上げして入れるべきではないだろうか。入れることによって初めて課徴金、制裁金の対象とするということを追求すべきではなかろうかというふうに私はかねてから考えておまして、これはどういうわけか57年に告示が出て以来、もう既に何年たちますか。

はっきり言いますと、告示レベルというのは役所の感覚で言うと非常に低いものなんです。これは法律でもなければ政令でもない、あるいは規則でもないわけです。だから、これは一日も早く本体の中に取り入れるという努力をこれまで怠ってきたというのが一番大きな原因ではないかと考えているところです。以上でございます。

**塩野座長** その場合、いろいろ連携してありますね。その中で切り出してく

るということですか。

**日野委員** はい、特定のものだけですね。

**塩野座長** そういう御意見ですね。

いつの間にか(2)の方に重点が移っておりますけれども、実はワーキンググループではむしろ入れるべきでない、対象とすべきではないという議論の方が私は強かったのではないかと思います。特に今日、御欠席の根岸委員はその点について現在の独占禁止法の体系が非常に崩れるのではないかというようなことを危惧しておられました。たまたま今日御欠席ですが、その情報はお伝えしておきたいと思います。そういうことで、まずやはり対象とすべきか、すべきでないかという点について御感触を承りたいと思いますが、村田委員からその辺についてどうぞ。

**村田委員** 私は、違反金の対象にはすべきでないと考えております。先ほどお話がありましたように、私的独占について支配型だけでなく、排除型も違反金の対象にするということを前提に考えました場合には、悪質なものについてはそちらの方で十分抑止効果が期待できるわけです。一方、それに対しましてこの不公正な取引方法については、先ほど日野先生からも、もともと告示ということで定義も明確でないというお話もございましたが、全くそのとおりだと思います。特にぎまんの顧客誘引につきましては、これまでも法的措置が全然取られていないわけですし、景表法の方で対応してきているという実績もあるわけです。しがたって、以前から申し上げておりますように、景表法の方で举证責任の転換の対象行為を拡大することなどによって、今よりも抑止効果を高めることは十分可能でございますから、違反金の対象とすることが目的なのではなくて、あくまでもその抑止効果、抑止力を実効あるものにしていくという観点に立って、下請法と景表法を更に強化することにより、不公正な取引方法への対応をしていけばよろしいのではないかと考えております。

**塩野座長** 今の日野委員と村田委員の御発言のところで、ワーキンググループの方でもそういった関係の議論はありました。要するに、告示はいかななものかということで、私はもしこの懇談会で是非これは違反金の対象とすべきものであるということになれば、法制当局の方で立法になじむかどうか、これも抜き出しですから、不公正な取引方法の中へこれだけ抜き出すのはいかなものかという議論が必ず出るに違いないんですけれども、それを説得できるかどうかのお話ということになるかと思いますが、今のような告示レベルだからだめだという議論で収めるのは残念なように思います。それは、また別の話ということになると思います。

**村田委員** 今の点に関しまして、告示に加え、平成3年にもガイドラインが出ておりますが、不公正な取引方法について公正取引委員会としてもこれまで

法的措置をとったケースがたくさん出されている一方で、一度も法的措置をとられたことのない行為類型もあるということです。十分検討するにふさわしい事例がこれだけ積み重なっているわけですから、不公正な取引方法の規制の在り方について、今後も規制が必要なものとそうでないものについて、過去の実績をベースにしながら、構成要件を見直すべきタイミングにきているのではないかと考えております。その中で、必要なものは法律の中にも規定を入れていくという努力をすべきではないかと考えております。

**塩野座長** その実態の資料は見ながらワーキンググループでは議論しております。

ただ、もう一つ、多くの実態はそこまでは到底議論しておりませんし、それからこういった問題がなかなか難しいのは、今までこうだからこうだということとちょっと違うんですね。先ほど金子委員からもちょっとお話がありましたように、こういう類型は現在の法観念から見るとやはり許されないという観点もどうしても入ってくると思うんです。そこは一種の価値観の問題でございますので、やや統計的に資料はなかなかできにくいというところは申し上げておきたいと思います。

この点について、ワーキンググループでかねて大反対というか、これを対象とすることに消極的な御意見としては先ほど申しました根岸委員、それから増井委員もたしか消極的な御意見の方で議論をされていたと思いますが、いかがでございましょうか。

**増井委員** 私も、この不公正な取引方法を違反金の対象とすることに反対です。

その理由は、2ページの終わりから、と書いてありますが、若干補足させていただくと、要件のところではやはり一番問題なのは冒頭に書いてある「公正な競争を阻害するおそれ」という可能性で処罰するというか、行政上の制裁を課すということには問題があるのではないか。この「おそれ」がある状態だけでは、実質的には、法1条の目的に反しない、つまり、一般消費者の利益と国民経済の発展に反しない場合があるのではないかというようなことも考えています。

の方については、排除措置命令とその命令違反に対する罰則のほかにも、私的独占の排除型による対応、それから、余り活用はされていませんが、法24条の差止請求という対応もある。更に、先ほど村田委員からお話があった景表法で対応することもできる。要するに、ほかにも対応方法はあるのではないかというようなことも考慮して頂きたい。

3番目に先ほど言いました「公正な競争を阻害するおそれ」ということについてもし手を入れるとなると、これは独占禁止法の体系自体を変えざるを得な

い。方が不当な取引制限と私的独占と不公正な取引方法という3つの類型に分けている体系自体にも影響を及ぼす。ちなみに「おそれ」という概念の下に、排除措置命令は出しているわけですから、そこも見直すことになるが、そこまですべきかという問題もあります。

逆に、3ページの上から3行目のイのところ「対象とできない訳ではない」という部分は根拠にならないと思います。「公正な競争を阻害するおそれ」であっても、実際に弊害は生じている場合を念頭に置いて考えればよい」と記載してありますが、そんなことはないのです。私は萎縮効果だけを言っているわけではありませんが、萎縮効果も言っているわけで、萎縮効果という面から見ますと「おそれ」ということで広く網を掛けられてしまって、事業者がこれは危ないからやめておこうというようなことになるのでは、経済の基本的な仕組みを変えることになりかねない。経済の活力を引き出すためには、営業の自由、職業の自由というものを重視すべきではないか。実際に弊害が生じている場合を念頭に置いて考えればよいと言っても、規制をされる事業者の立場はどうなるのかということをもう少しお考えいただければありがたいと思います。

それから、の要件は明確であり、過度の萎縮効果をもたらすものではないと書いてありますが、決してそんなことはない。特にこういう制度設計を考えると、いわば白紙の状態に戻って本当に要件は明確かと考えなければならぬのではないか。まして再三申し上げますが、課徴金ないし違反金というものの性格が行政上の制裁ということになっている以上は、それをもう少し重く見てそれに相応した要件というものを考えていかなければいけないのではないか。決して運用で済むような問題ではないし、多くの事業者にとってはこれはかなりの負担であろう。そんなことを考えております。したがって、この不公正な取引方法について違反金の対象にするということは、かなりハードルが高いという気がしています。

最後に、別のことを一言だけ付け加えさせていただきますと、3ページのイの「優越的地位の濫用」のところ、下請法の原状回復措置として利益を返還させることも考えられるのではないか。私は、これは一つの考え方としてあり得るのかなと思っています。もちろん立法上の手当ては必要ですし、証明の問題とかいろいろありますが、そういうことも代償措置として考えられるのかなという感じはしております。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

角田さん、どうぞ。

**角田委員** このペーパーに書いてありますように、「実際に弊害は生じている場合を念頭に置いて」ということで、再三ここで意見を述べさせていただいているように、消費者被害は非常に深刻な状態であって、消費者苦情件数とい

うのは最近激増と言われるような状態で増加しているということがあります。それで、先ほどの紹介にもあったように、消費者契約法が立法されたり、特定商取引法が再三改正されていたりするわけですが、それでもそういう状態が続いています。

被害の対応が多い類型として訪問販売類型がありますけれども、被害拡大防止をするためには不招請勧誘そのものを禁止したらどうかというような意見が最近出てきておりまして、例えば国民生活センターが今年の2月に報告書を出しております「不招請勧誘の制限に関する調査研究」というものでは、その中で不招請勧誘に関して公正取引委員会は、全業種について、または特定の業種に限って、不招請勧誘を不公正な取引方法と指定する告示をすることができるかと解されるというような検討が行われております。このように、消費者被害の未然防止というところで、独占禁止法の不公正な取引方法に関する期待が大きいですということがございます。

排除措置命令はあるんですけども、現状を考えますとやはり事業者がやり得状態になっているということが被害を拡大させている非常に大きな要因ではないかと思われまして、不招請勧誘を不公正な取引方法として指定されると、排除措置命令が出されることで民事的な救済についても一定の対象になるというような整理になってはいるんですけども、被害の状況を見ると不公正な取引方法で違反金の対象にすることによって被害の拡大、未然防止をするということが非常に有効な方法として考えられます。

それで、いろいろなところで独占禁止法に期待をされているというような状況もあり、そういうことからすると、すべての類型を対象とするかどうかは別にしても、被害が深刻になっている類型で不公正な取引方法でカバーできるものについては違反金の対象とすることを政策的に検討するということがあっていいのではないかという意見を持っております。

ただ、その仕方については別立てで立法をして、それで政策的に何らかの手当てをするといったようなことも考えられ、独占禁止法本体の不公正な取引方法に直ちに課徴金をかけるという手続でなくても場合によってはいいのではないかと考えているところです。

**塩野座長** どうもありがとうございました。金子座長代理、どうぞ。

**金子座長代理** 私自身も結論を必ずしも出してはいません。それで、前の会議のときに私的独占の支配型、排除型によって、不公正な取引方法で国会等から要請がなされているところについては対応できるのではないかというアイデアを出してみたわけです。そういう方向が一方であるということ考えたときに、果たして不公正な取引方法に関して課徴金の対象にするということまでいいのかという辺りのところはまだ決断をし切れないうえです。

ただ、告示だからとか、「おそれ」だからという形で対象にできない。行為が明確化されていないというようなことを言われますと、学者として納得できないというところがあります。告示だから金銭的制裁の対象にできないということはないだろう。

それから、「おそれ」という形になっていますけれども、実際に指定あるいはガイドライン等によってその辺りのところがどういうふうになっているのか。私は、必ずしも事前予防ということではなくて、競争の機能を歪曲する、あるいは実質的制限に至らないけれども、競争を制限する、社会的に見てその制限の程度が規制の対象になり得る、そういうものを対象にしているのであって、決して予防的ということで規制の対象にしているのではない。不公正な取引方法について私はそういう理解をしております。

ただ、政策的に考えたときに私的独占のところで拾えますので、不公正な取引方法に課徴金をかけるかということについては、今はどちらかというところ消極的な方向に向かっているということでございます。

**塩野座長** 石井委員、どうぞ。

**石井委員** 先ほども申し上げましたけれども、違反金を課すべきではないかという考えを持っております。それは実害が実際に発生しておりますので、幾つかの具体的な例を申し上げたいと思います。

前回、消費税率がアップしたときに一番問題になったのは、その分をどうするかという問題でございます。大企業と中小企業、あるいは下請との関係において、消費税が上がった分を全部負担させてしまうのではないかという懸念が当初からありましたし、また、実際にそういうことが起こりました。

それから、最近、日本経済は好景気で上場企業の大半が過去最高の経常利益を出しているという報道を見かけますが、中小企業サイドから見ますと、我々が価格交渉に協力をしている。いわゆる値引き要求に対してそれ相応に努力をして貢献している。逆に言うならば、そこで大企業と中小企業との間の格差が発生しているわけございまして、その背景にはそういう優越的な地位というか、力関係における圧力というか、そういうものが働いているわけございまして。そういう現状も勘案して、是非違反金の対象としていただきたいと思えます。

それと同時に、金子座長代理が言われていましたが、そういう優越的地位濫用の抑止効果を高めるために、取引の実態に応じて独占禁止法の考え方を示したガイドラインを充実していただいて、違反行為を明確化して速やかな排除措置が行われるような手当てを講じることも、このまともに加えていただくと大変よろしいのではないかと思います。以上です。

**塩野座長** ありがとうございます。村田委員、どうぞ。

**村田委員** 大企業と中小企業との取引関係につきましては、今、消費税の改正の際に下請事業者側に負担させたというような事例の御紹介がございましたが、そのような行為は、当然に独占禁止法あるいは下請法違反になるということで、消費税が改正されるときにも、公正取引委員会がガイドラインを出して徹底されていたはずですが、もちろん万が一、該当するような事例があれば、逆にそれはその時点で、公正取引委員会に申告されれば、きちんと措置をとっていただけたのではないかと思います。また、下請法につきましては、毎年11月は、下請取引適正化推進月間ということで、その都度、公正取引委員会委員長と経済産業大臣連名の通達が、親事業者と関係事業者団体宛てに出されて、下請法の遵守徹底が要請されておりますが、それに加えて特に今年は、2月に政府により策定された「成長力底上げ戦略」を踏まえて、3月に、再度、経済産業大臣と公正取引委員会委員長の連名で、親事業者約2万社と関係事業者団体約560団体に対して、下請法の遵守徹底を要請する通達が出されておりますので、下請取引の適正化については昨今、時代の要請の中で、公正取引委員会だけでなく、経済産業省、中小企業庁も含めて既に色々な取り組みがなされている最中でございますので、十分そちらの方で対応できるものと考えております。

**増井委員** 今、私は金子座長代理の発言趣旨が前から理解することができません。金子座長代理は、この「おそれ」というものが要件は明確でないとしても、それがガイドラインや実例や運用によって補完されていると考えているようですが、制度を設計するときそういうことが問題にそもそもなるのだろうか。

確かに、非常に限定的な場合に実例が積み重なってくる、あるいは運用が続けられ、そこに国民の法的な確信まで加われば、一般の理解としてはそれは法律と同じレベルに取り扱われると思いますが、そうでない限りは、理論的な問題として「おそれ」が可能性を意味し、一般に規制の網を広く掛け過ぎているというときに、実例がこうだからという前提で議論を進められるというのがどうにも理解できません。そこはどういうふうにお考えなんでしょうか。

**金子座長代理** 私は実例がそうだからと申し上げたのではなくて、これは前にも申し上げたのですが、独占禁止法の定義規定の中で不公正な取引方法について、「おそれ」のあるものの中から各号に該当するものを指定するという形になっているわけです。ですから、その「おそれ」があるというのは一つの枠であって、その枠内に入る行為について公正な競争を阻害するものを公正取引委員会が指定をする。

したがって、その「おそれ」があるものという形で広げるという指定の仕方ではなくて、現実には競争に影響を及ぼすもので、実質的制限に至らないけれど

も、その前の段階で競争に対して相当の影響を与えるもの、そういうものが指定をされる。その中には実際には全部だめだと言い切れないものが当然出てきますから、それについては仕分けをその後に行なければならない問題が出てきますが、基本的にはそういったものが指されているということを私は申し上げているわけです。

**増井委員** 私も前からそれについて申し上げているのですが、制裁を課する場合には法律でやる。決して告示とか公正取引委員会の指定でやるというわけではない。刑事裁判では罪刑法定主義というものがありますが、今度の課徴金や違反金も同じ行政上の制裁に該当するわけで、そういう制裁である以上はこれは法律でやらなければならない。決して政令ですとか、規則ですとか、あるいはその下の通達ですとか、そういったものでは足りないというのが制裁を課する際の基本的な考え方だろうと思います。

それと違って告示でこうなっているからというのも、同じであろう。そこはもう少しやはり国民の代表で構成された国会の法律で、制裁を課する以上はきちんと決めなければならないということが本筋だろう。その本筋に外れている以上は、なかなか説明は難しいのではないかと。こういうことを最初から申し上げているわけです。しかし、お話はわかりました。

**塩野座長** どうもありがとうございました。山本委員、どうぞ。

**山本委員** ぎまんの顧客誘引とか、優越的地位の濫用について違反金を課すということについてはこれでよしいのではないかと考えておるのですけれども、ただ、現在議論になっておりますように法律に格上げしていかなければならないということは必須の要件であろうと思います。

ただ、法律でも労働基準法などはどういうふうに解釈していけばいいのかということで、解釈例規というものが非常に多く出ております。こういうようなもので個々具体的に定めていく。通達を出していく。それから、もちろん最終的には裁判所の判断ということになるんでしょうけれども、とにかく告示ではなくて法律への格上げというのは必須の要件だろうと思います。以上です。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

いろいろ御意見を拝聴いたしましたけれども、一般の根本はやはり違反金を課すということについて、その意味があるかどうかということだろうと思います。その際、国会からのいろいろな要望もあり、また今日の御意見の中でもそれはそれなりに実害が生じているということについての御主張はあったと見ております。

そして、実害がなかったという御主張は余りなかったと思います。余りたくさんないではないかというのが村田さんのお話かもしれませんが、しかし、それは少なくとも、先ほど申しましたように価値評価の基準が違ってくる

と、それはやはりすべきだということになるだろうと思います。

それからもう一つ、それに対してはやはり原理的な問題がありまして、市場に対する介入は極力避けるべきである。特に萎縮効果と言うかどうかは別として、私的自治の原則に公権力が軽々しく介入すべきではないという御判断もあって、ここはなかなか思想的な背景がありますので、そう簡単に両者が折り合える問題ではないと思います。

その点で、この懇談会の意見をどういうふうにまとめるかというのはまた改めて御相談いたしますが、もう一つ、次の問題として、それでは踏み切ったという場合になお高いハードルがあるという御指摘もいろいろあったわけでございます。

ただ、これは私の感じでは、この懇談会で立法上、何らかの措置をとるべく考えてくれということであれば、それは考えるんだろうと思います。それはむしろ懇談会の仕事というよりは、それこそこれを法律にしなければだめなのか、それとも告示でいいと考えるのか。そこはこの懇談会でも既にいろいろ意見が分かれているところでございますけれども、その決断は私は最終的には法制当局の話だと思っております。

私も余りできがよくないなと実は思っているんですけども、「おそれ」というのはこれからの話で、私が経験したのは情報公開法でこういった情報を開けますとこういう国の安全を害するおそれがある。それはこれからの話なんです。ところが、この不公正な取引の場合にはもう既に起きていて実害が生じている場合もある。ただ、今まで何でそれで我慢できたかという、もう起こしているものはこれからもますます実害を起こすだろうというおそれの推定の度合い、推認の度合いが非常に高い。そういう形で説明したんだろうと思うんです。ですから、既に実害が発生している場合についても「おそれ」でこれは処理できたというふうに私は思っております。

ただ、今回の場合には既に実害が生じているということでないで違反金は取れないですね。これから起こるおそれがあるだろうということで違反金は取れません。秩序違反で、過料ですと取れるかもしれませんが、この違反金の考え方では幾ら抑止力と言っても実害が生じていないものは違反金にはならないということだろうと思います。そうしないと、違反金の性格論が一貫しませんので。

そうした場合に、なお「おそれ」という言葉でいくのか。それから、そういった場合になお告示ということにいけるのかという点についてはいろいろ御議論のあるところだろうと思います。私もできれば法律ということを考えているわけですが、これはただ、公正取引委員会の準立法機能というものをどういうふうにするか。これは既に第1回目か第2回目のころに西田委員から

も出された問題ですけれども、人事院規則で政治的行為について定めており、これは一種の白紙委任を最高裁が認めてしまったという例がございます。増井委員からはそのとき、そんなけしからぬ判決を一々ここでする必要はないという口ぶりの御発言もございました。ただ、これは法制当局でどう考えるかという問題はありますが、やはり準立法機関という公正取引委員会の機能をどう見るかという問題がございます。

それから、「おそれ」をどうするか。これはまさに法制当局の知恵の働かせどころであろうと私は思っておりますので、何かいいアイデアがあればこの懇談会でも出していただければと思います。

つまり、もう書き切ってしまう。「おそれ」ではなくて書き切ってしまう、しかしそれは実害のある場合というふうに当然に読めるという言い方をすることになるんだろうと思うんです。ぎまんの取引をした場合、した者については、ぎまんの取引をした者ということについては、それは実害が生じているぎまんの取引だということになるのかどうかですね。そうなると、今度は不公正取引で先ほど増井委員がおっしゃったようにその体系が全部壊れてくることになります。これはずっと長く築いてこられた体系ですから、その体系を壊すことについては経済法の先生方の非常な抵抗感、違和感があるんだろうと思います。

ただ、私は根岸委員に、これはドグマティッシュという理論的な体系かと言ったら必ずしもそうではない。たまたまそうってしまったんだという説明だし、前から村上さんは不公正な取引というのは日本だけなので、日本だけの体系などというものは独自の理論ではなくてたまたまそうっただけの話だということもございます。

そういうことで、仮にこれでいくべしとしても、実はハードルは非常に高いと思います。ただ、懇談会として、ではどう取りまとめるかということで、両方の御意見があるということはきちんと紹介しなければいけないと思います。経済秩序に与える影響からできるだけそこは避けるべきだということ、それから実害が生じた以上はということであると思います。

ただ、そこで多少の多数意見、少数意見ということで、多くの意見はこうであったがということも開陳されたが、こういう意見も開陳されたということになるのかどうか、これは最後の仕上げの段階だと思います。

ただ、せっかくこれまで勉強したので、ワーキンググループでも結構時間を取りましたし、事務当局も大変な時間を費やしてこれだけのものができたので、ここはもし取るとするとこういう問題があるということを出させていたいただきたいと思っております。

その際、今の「おそれ」の議論まで出すかどうかですね。それは、この懇談会での議論を法制当局にちゃんと紹介をして、議事録も出ていますので、こう

いう議論があったということを紹介すればそれで足りるので、その「おそれ」についての反論、再反論で、増井さんとやると再々反論が出そうなんですけれども、そこまでは出さなくてもいいのではないかとは思っております。

ただ、ここで一番の問題は、違反金の算定賦課のところやはり私はハードルの一番の高さではないかと思っております、ここはどうもこの懇談会で算定についての細かな議論はなかなかできにくい。これもワーキンググループでいろいろ議論をしましたが、うまく算定できる場合もあるし、できない場合もあるというのが経済学者の議論で、この辺まで詰めていけないと思えますけれども、もしこれから申し上げることに御同意いただければもう少しここは詳しく書けるか、あるいは書けないかということを検討させていただきたいと思えます。

つまり、報告書としては、やはり考え方の違いがあるということは意見の分布ということからしても書いておいた方がいいのではないかと思います。そして、その違いを検討しても、なお政策的にこれを取り上げるべきということは、私はそれこそ立法者の判断だと思えますけれども、立法をするに際してはこういった点について是非注意をしてほしいということで、ぎまんの顧客誘引と優越的地位の濫用ならば何とか説明はできる。しかし、仮に認めたとしても違反金の算定賦課についてはこういう問題があるというようにいき方をしたいと思っております。

なお、法制的な問題についてはその議論をどういうふうに御紹介するかという点がありますけれども、ここの懇談会が責任を取る必要は私はないと思っております。

以上でございますが、いかがでございますでしょうか。榎野委員、いかがでございますでしょうか。

**榎野委員** いいと思えます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。それでは、この「違反金の対象とすべき行為類型について」はここまでとしたいと思えます。

それでは、時間も押しておりますので、このまま次の問題、つまり「審判制度の在り方について」の御議論をいただきたいと思えます。説明をお願いいたします。

**東出参事官** 右肩に第 30 回会合資料 2 と番号が振っております「審判制度の在り方」というタイトルの資料に沿って御説明をします。

審判制度の在り方については、大分前の懇談会で不服審査型審判方式、事前審査型審判方式、通常の行政処分方式という 3 方式で御議論いただきましたけれども、ワーキンググループの方では審判機能は維持するのだという前提でいろいろ御議論をいただいて取りまとめたものということで整理をしております。

まず、最初に不服審査型審判方式と事前審査型審判方式の特色と問題点をそれぞれ整理しております。

不服審査型審判方式につきましては、特色といたしましては早期に競争状態を回復できるということ、それから審判手続中に延滞金が発生しますので、違反金納付先送りのために審判請求をするインセンティブが生じないということ、それから発注官庁による指名停止というものの時期をコントロールするというインセンティブが生じないということが挙げられています。

他方、問題点として指摘されておりますのは、適正手続の観点からは現行法の事前手続が不十分ではないか、それから、公正取引委員会が処分を一回してしまっただけで不服審査で審判をするということになると、その審判で判断が覆ることは考えにくいので、審判をする意義ですとか第三者性というところで問題があるのではないかとということが指摘をされております。

(2)の方の「事前審査型審判方式」ですけれども、こちらの方は特色といたしましては事業者が望めば対審構造の下で審判手続を経た上で処分ということになりますので、適正手続の点で不服審査型審判方式よりもよい、あとは、真相解明により適しているということが挙げられております。

他方、不服審査型審判は裏返しになりますけれども、審決が出るまで排除措置が命じられませんので、審判をしている分、競争状態の回復が遅くなる、それから、違反金納付先送りのために審判請求をするインセンティブが生じ得る、発注官庁による指名停止の時期をコントロールするために争うというインセンティブが生じ得るとということが問題点として指摘をされております。

2ページ以下では、いろいろ問題点がどういうふうに対応できるかということが2のところ整理をされております。

まず2の事前審査型審判方式の方で、早期に競争を回復することが困難という点につきましては、緊急停止命令という制度がまずあるだろう、ただ、緊急停止命令については緊急性が要件なので常に使えるわけではないということと、違反行為の停止ということになっていきますので、違反行為の一時停止以外に競争状態を回復するために必要な措置を命じることができるかどうかという問題があるということが挙げられております。ですので、緊急停止命令だけではいまひとつ競争状態を回復するという点では不十分なので、審判手続中でも公正取引委員会が違反行為の差止めだけでなくその他競争を回復するために必要な措置を命じることができる、仮に排除措置命令のようなものを命じることができる制度というものを導入するというのが、事前審査型審判方式の早期回復ができないということに対する対処方法として考えられるということで挙げられております。

ただ、この点につきましては、現実問題として公正取引委員会が調査を開始

しますと、少なくともカルテルとか入札談合についてはやめるということが実態として多いので、わざわざ緊急停止命令を活用するとか、緊急停止命令をもう少しよくした制度をつくらなければ、事前審査型審判方式を取れないという話ではないのではないかとということも指摘をされております。

2つ目の「違反納付先送りのために審判請求をするインセンティブ」をどう回避するかということにつきましては、例えばということですが、審判開始などの一定の時期から違反金の延滞が生じるというふうに整理して延滞金がかかるようにしてしまうという方法が考えられるということで挙げられています。

ただ、この点につきましても、違反金納付先送りのために審判で争うということは理屈の話としてはあり得るけれども、現在の金利のこととか、審判をするための弁護士費用とかを考えると、違反金の納付を先送りする、金利分を稼ぐために審判をするということは実際には考えにくいので、違反金納付先送りのインセンティブが排除できないからといって事前審査型を選択できないという話ではないのではないかとということも指摘をされております。

それから、3つ目の指名停止を受ける時期のコントロールの点ですが、指名停止の方は独占禁止法の処分が行われたという段階で指名停止をするという運用を発注者の方でしておりますので、事前審査型審判方式を採用して、なおかつ指名停止を受ける時期をコントロールするために争うというインセンティブがそもそも生じないようにするということは論理的にはできないということになると思われます。この点につきましては、指名停止の話は独占禁止法とは別の話なので、そこは審判制度の設計に当たって考える必要はないというのが一方の考えとしてございます。

他方の考え方として、別の制度の話であるので、逆に独占禁止法の執行に悪影響が及ぶということとはできるだけ排除すべきである、現実の問題として、審判の方に人手がかかりますと新しい事件とか、別の事件とかに公正取引委員会が振り向けるリソースがなくなってしまうので、法執行を阻害するという効果が発生しますからそこは看過できないという考え方と両方あることが挙げられております。

3のところは、不服審査型審判方式の方の問題点を回避する方法として何が あるかということが整理されております。

まず(1)の事前手続が不十分ではないかという点につきましては、不服審査型審判方式の現行の事前手続と事前審判とを比較しますと、まず事前手続の方は審査官と関係事業者との二者構造、審判の方は審査官が加わった三者構造、対審構造になるということ、それから、事前手続と審判では主張・立証の時間の問題ということで事前手続の方が比較的短期間に終わるものとして考えられ

ているということです。それから、証拠開示の点で審判に比べると事前手続の方は狭くなるということがあるということが挙げられております。

この点につきまして、二者構造か、三者構造かとか、時間の問題につきましては事前手続の方は、例えば聴聞官をつくって三者構造にするということがあり得るとことがあります。それから、証拠の点につきましてもどうせ審判で出すのであれば事前手続の段階で出しても支障はないではないかという考え方もあり得るとことが指摘されております。

ただ、そうは言っても事前手続の制度というものは手続を迅速にしようということで始まっていますので、事前手続だけで適正手続を全部カバーするというのではなくて、事前事後合わせて適正手続を考えればよいではないか、それから、事前手続を重くして時間もかかって審判と同じくらいの重さになってしまうということになると、そもそも事前手続が迅速なものというふうにされていることに反するのではないかということが指摘をされております。

4 ページの方にまいりまして、命令の後、不服審査として審判を行うという点ですけれども、この点につきましては適正手続の確保の観点から命令の前に慎重に判断するために審判を行うべきで、これは違法な行為だという判断をして処分をした後に審判をするということは意味がないのではないかという考え方があり得るわけですが、先ほど御説明しました現行の不服審査型審判方式が、事前審査型審判方式では競争状態の早期回復ができないとか、いろいろインセンティブが生じるという問題点があったことを解消するために導入されたという経緯がございますのと、そういう意味で実質的に現行法で行われている排除措置命令というものが実務上の扱いとしまして旧法のとときと実質的に変わりが無い、旧法のとときにも言葉はあれですけれども、軽く勧告しているわけではなくて、違反なども十分立証した上で勧告しているという点では審判での引っくり返りやすさという点については実質的に代わりがないのではないかという考え方もあり得るとことで指摘をされております。

ただ、その点につきまして、不服審査型審判方式の引っくり返りにくくなるのではないかということにつきましては審判官の審判手続の第三者性を高めるということである程度その懸念というものを緩和できるではないかということが挙げられておりまして、具体的な審判官につきまして、非プロパー、公正取引委員会の事務総局の職員ではない職員を一定数以上にするとか、審判官の審決案と実質的に異なる審決を公正取引委員会がしようとするときには、その理由を説明しなければいけないようにするですとか、一回委員会による審判手続をするとか、そういう方法で手当てをするということが考えられるのではないかということが指摘をされております。

それで、当面の整理ということで4に整理をされておりますけれども、まず

審判方式につきましては行政過程で準司法的手続を採用して適正手続を保障するというものと、裁判過程、行政過程全体を通して見た場合に紛争の専門的解決を図るものとして構想されるものということで、審判というのはこういうものであろうということが整理されております。

ただ、現実問題として事前審査型審判方式は手続の遅延を招きがちで競争秩序の回復の遅れとか、審判請求事案がいたずらに増加したという話がありますので、審判をするということを維持した上でそういう欠陥を是正すべく不服審査型方式が導入された。それで新方式、不服審査型審判方式の方は早期の処分が実際にされておりますし、その不服申立ての数も減少しているという実態です。新しい方式は所期の目的を達成しているだろう、その効果というものは違反行為に対する抑止的効果の充実ということとも合致するし、事前に審判をしなければ直ちに憲法上の適正手続の問題が生じるわけでもない。そういうことを考えると、現行法の施行後1年しかたっていない段階でこの不服審査型審判方式というものをやめる、やめないということについて判断を下すような材料には乏しいのではないかとということが挙げられております。

それで、この点については一方ということで、ただ、違反金制度の強化とか充実とかということをお前提にしますと、手続の適正化が一層要請されるので、現行法の下でこの要請にこたえようとする、事前手続が重くなってしまいますので、早期の処分発動を目的とするという不服審査型導入方式の目的に反するということになりまして、あとは事前手続を重くした上で処分をしたので、異議申立てである事後審判のところでは引っくり返る可能性はないのではないかと疑念というものが増大することになりかねない。そうすると、そもそも審判をしていることがおかしいのではないかとつながりかねない。さらに、指名停止を受ける時期のコントロールということが大きな問題としてあるということも留意しなければならないということが他方の問題として指摘をされております。

そういうことをいろいろ考えますと、ということで最後のところですけども、不服審査型方式は当面維持ということにするとしても、恒久的制度として位置付けることには疑義があろう。事前審査型審判方式で時間がかかるということについては、審判の迅速化で対応することが本筋である。指名停止を受ける時期のコントロールという点につきましても入札談合事案に関する実効的総合的予防策が講ぜられるということになれば、遅いとか、いろいろインセンティブが生じるというような事前審査型審判方式の欠点の是正策を講じて事前審査型審判方式を改めて採用すべきではないか。その際には、手続の効率化の観点から排除措置命令と課徴金納付命令を同時化できるようにする、あるいは一体化して手続を進められるようにすることが考えられるとい

うことで、トータルとしての整理がされております。

5のところは証拠開示の話でありまして、審判においては審査官の方が事件の審判に必要と認める証拠というものを出すわけですし、被審人の方は文書提出命令を審判官に申し立てるということができるようになっているのですが、文書提出命令を申し立てようとするた文書の特定という問題がありますので、いまひとつ使い勝手が悪い、限界があるということがあることから、行政手続法の聴聞相当の証拠を開示すべきということが問題提起でございます。

この点につきましては、違反行為の存在の立証責任は公正取引委員会にあり、立証に必要な証拠というのは審判に当然出てくるということになるかと思えます。それから、手持ち証拠みたいなものを出すことになりまして、企業秘密とかの関係でマスキングの問題が生じる、あるいは関係企業の詳細を得なければいけないというような話がありますので、膨大なコストがかかるわけですが、そういう膨大なコストをかけてまで全部見せる必要があるということは必ずしも言えないのではないかと。

それから、そもそも行政手続法上の聴聞手続で求められている証拠開示の範囲ですけれども、行政手続法の条文上は6ページの上の方でかぎで引用してありますけれども、当該事案についてした調査の結果にかかる調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料ということですので、現在審査官が審判廷に出している証拠というものと同程度と考えられるのではないかとということ、それからほかの行政手続においても手持ち証拠の開示ということまで行ったような例はないということから、すべての証拠を開示するということは手続として過剰であろう。そこで、現行の審判規則に基づく運用で問題はないということでワーキンググループでは整理をされております。以上です。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

この審判制度の在り方についてのワーキンググループのタスクと申しますか、いただいた宿題は最初に書いてあるところでございます。そして、この資料自体はそれぞれについての問題点をまず1のところ、2のところについて指摘をしているわけでございます。3までいっておりますけれども、ここまでは基本的にはこの懇談会で出た意見、そしてそれに対する反論といったようなものをここにできるだけ拾っております。

それで、全部が全部ということにはならないとは思いますが。議論しているうちにこんなものを入れておいた方がいいんじゃないかということで、例えば3ページの(1)のイのところの聴聞官の三者構造などというものはあるいはここでそういう形では議論されていなくて、もう少し聴聞手続的なものを入れたらどうかという形での御議論があったかと思えますけれども、そういう形で入れているものもでございます。

ただ、基本的には両サイドの意見をできるだけ客観的に忠実に入れようということできていると思います。

ただ、それぞれにまた反論があるわけで、ここにこういう意見があるけれども、ここはこうはあり得ないとか、いろいろ議論があるのですが、ワーキンググループでも反対の意見が開陳されましたけれども、そこまで書き出すと大変ですので、ここは基本的にこの検討会で出た意見を両方に配置している。それで、反論もそれぞれ適当にちりばめてあるということでございます。

そこで、ワーキンググループでそういう作業の下に3までのところを前提にしていろいろ議論をしたわけですが、4ページの4の「審判方式についての当面の整理」というのは初出と申しますか、ここで初めてお目にかかるもの、あるいはこういった議論が初めて出てきたものというふうに御理解をいただきたいと思います。それで、ワーキンググループとしては両方の利点、欠点等を検討し、またこれが施行されたばかりで、しかも公正取引委員会の方からはなかなか実効性が上がっているというようなこともいろいろ御議論もございましたし、また前の案でいきますとA案について御賛成の意見も結構あったということもありますので、そういった点をいろいろ考慮しながらこういうふうにまとめてみたということでございます。ですから、基本的にはこの4のところについて御議論、御見解を承れればと思います。

それから、5の「審判における証拠開示について」は時々ここでも議論したことがございますけれども、ワーキンググループで議論をした結果、こういう方向でとにかくまとめましょうということでもとめて出しておきまして、あえてこれについての反論ということは書いておりません。もうこれでいきましょうということ整理をしております。

そういうことで、大きく2つに分かれます。1つは今の審判制度の在り方そのもの、もう一つは審判における証拠開示という点でございます。まず最初にこの取りまとめにつかましての御質問あるいは続いて御意見を承れればと思います。どなたからでもどうぞ。

では、石井委員どうぞ。

**石井委員** 審判方式については、これまでも度々申し上げてまいりましたが、法改正以前の方式である事前審査型審判方式がよいと考えております。

その上で1つ質問させていただきたいのですが、5ページの丸の4番目ですね。結論的なところでございますが、現行の不服審査型審判方式を当面維持し、飛びまして最後の事前審査型を改めて採用すると断定的に書いてあるのですが、これはどのような意味なのかをお聞きしたいということです。

**塩野座長** 要は字義どおりのことなんですけれども、現行法制をすぐ改正すべき、事前審査型に戻すべきだということにはしない。せっかく動いている最

中ということもありますし、実効性が上がっている。随分早くなったなどということを使う人も結構いるものですから、それはそれとして前提とするけれども、しかし理屈から考え、あるいは公正取引委員会の役割から考えると、やはりこれは本来の在り方ではないので事前審査型方式を採用すべきである。

しかし、その場合、何かしらきっかけが必要でしょう。そのきっかけとなるのは何かというと今、一番問題となって現行法制を採用したのは入札談合事案等に見られる事案の解決の遅れということなので、これをきちんと解決される。その場合に、ただ解決されたということだと日本ではいつまでたっても解決されないことになってしまいますので、そうではなくて実効的な総合的予防策という何らかの対策が整えられた時点で切り換えるべきだという考え方でございます。

では、村田委員どうぞ。

**村田委員** 不服審査型審判方式と事前審査型審判方式ということで大変わかりやすく整理していただいているわけですが、1つお伺いをさせていただきたい点は、その企業にとって審判で争うことの意義・動機ということについてです。今までも、違反金の納付の先送りのために審判請求するケースがあるということについては、公正取引委員会からのご説明のなかに時々ございました。これ自体、本当にどの程度そのような実態があるのか、手間暇をかけて弁護士を雇って、非常に膨大な労力とコストをかけて、課徴金納付の先送りのためだけに争っている企業が本当にどれほどあるのだろうかということについては、以前からも疑問を呈させていただいてきたところですけども、今回のまとめでは、それに加えて、指名停止を受ける時期をコントロールするために審判で争うという形でまとめられており、このような審判の動機については、今までは出ていなかったように記憶しております。

もちろん指名停止自体の問題、特に地方自治体の指名停止の実態に関して、同じ事案について2度、3度と指名停止を命じられることがあるとか、あるいは指名停止が非常に恣意的になされている等ということについては、従来から課題提起をさせていただきましたけれども、指名停止を受ける時期をコントロールするのみに審判で争っている企業というものが本当にあるのかどうかということについて大きな疑問を感じますので、まず実態を教えてくださいませんか。

**塩野座長** アンケートをしたわけではありません。だけど、この議論は既に何度も出ているように思いましたが、これが初出ではないです。根岸委員の論文に出ていますね。

**村田委員** この懇談会での議論の中では出ていなかったと思いますが。

**塩野座長** あれはこのメンバーがきちんと書いた御意見であるということ

とで参考資料として配布をしているわけで、参考資料は当然お読みいただいているという前提で、特にこの委員の構成メンバーの方が書いたものですから、それは当然お読みいただいているという前提で議論をしております。

**村田委員** それはもちろん、根岸先生がそういう受け止めをしておられるということは理解をしておりますが、もし、それを前提にされるのであれば、指名停止の時期をコントロールするために審判で争われた事件、事案というものが実際にどの程度あるのかということについて具体的に教えていただきたいと思います。

**塩野座長** それはアンケート調査はしておりません。

**村田委員** その点について、公正取引委員会の方から事実関係について次回にでも御説明をいただきたいと思います。

**塩野座長** 公正取引委員会もそんなことは聞いてはいないと思います。あなた方、何で延ばしたんですか、指名停止ですか、あるいは遅延金の利息の話ですかと、そんなことは役所として聞けるはずはないと思います。

そういうことで、指名停止について非常に効いているなということは一種の共通の認識と私は理解をしていたんです。私は根岸委員の論文について少し重きを置き過ぎたということはあるかもしれませんが、何せ経済法の権威のお一人ですから、その方がああいう形で論文を書いておられるということはそれなりに評価する必要があると私は思いました。

**浜田委員** この懇談会の場でも言及がなされたことがあって、私もそれに関連した発言をしたような記憶があります。

**塩野座長** 指名停止と遅延のあれがあって、私は利息の方はそうでもないんじゃないかと言ったら増井委員の方で、その方が問題だというふうなお話で、これは何度も出ていると思います。

では、山本委員どうぞ。

**山本委員** 5ページの4つ目の丸のところでありますけれども、事前審査方式を改めて採用することとすべきではないか、と書いておられます。そうすると、不服審査型審査方式はだめで、将来的には事前方式に変えるんだというように読めるんですけども、昭和16年の独占禁止法の改正というものが入札談合事案に対応するためだけに改正されたものなのか。あるいは、そうではなくて独占禁止法一般の執行力強化という目的で改正されたものなのか。ここでは、事前審査型方式がいいんだというふうに、ある程度決め付けている。

その理由として、入札談合事案に対する予防策云々というふうに書いている。これが総合的に予防策が講ぜられたとき、というふうに理由づけている。こういうふうな流れで本当にいいんでしょうか、という質問をしておきたいと思います。

**塩野座長** ここは、本当は事前審査型審判方式がいいのではないかというのは、入札談合事案と無関係に本来これでいくべきだ。しかし、入札談合事案に関していろいろ問題があったので早目に事件を解決しなきゃいけないという要請の下に今度の改正法ができたということですので、この問題が解決したらやはり元に戻るとというのが筋ではないかという論理の立て方でございます。

**山本委員** 事前審査型方式を改めて採用することとすべきではないかというのが一つの結論として書いてあります。2ページを見ていきますと、(1)で事前審査型であれば早期に競争を回復することは困難だ。その解決策の一つとして(1)の2段目のちょっと上の方で、継続している違反行為の差止めを実効的に行うため、一定の要件を満たす場合には、審判手続中であっても公正取引委員会が違反行為の差止めなどの制度を導入することが考えられる、とあります。

これは一種の仮処分でありますけれども、違法行為があるかどうかということ今、審判手続の中でやっている最中に、こういうような命令を仮処分的にでも出されるということになると、審判軽視ということで相当な混乱が生ずるやに思いますので、この点仮処分的な命令が本当に打開策になっているのか、疑問に思っております。

**塩野座長** その点は、この検討会ではそんなに詳しくは議論をしていないところでございますが、アイデアとしては前から出ているところです。また、現在の制度から言うと、裁判所は緊急命令という言葉でしたか、そういう制度があるのに何でアメリカ人は使えて日本人は使えないのかという議論はしたことがあります。ですから、きちんと運用しないでおいて事前審査型審判方式は事案の解決が遅れているじゃないかというのはおかしいというのがこの根底でございます。

では、村上委員どうぞ。

**村上委員** 私は、座長の言うように一般論として行政審判の中で議論しろといった場合には、事前行政審判の方がはっきり取るべき選択肢だということについては異存ないわけです。

というのは、事後審判の正当化の理由というのはやはりここに書く以上は論理的にきちんと通じるような理由でないと思いません。例えば事前手続だけで適正手続の確保を論じるだけではなくて、処分後の審判を含めて総合的に判断すればいいと書いてあります。これも内容が明らかではありませんけれども、結局最後に事前行政審判と事後行政審判の択一選択問題になるということを書いてあるわけなので、そういう意味で一体として総合的に取り扱うということはそもそも無理なことをこの内容で書いておきながら、事後の審判も含めて総合的に判断すればいいという書き回しは成り立つのかなという気がします。

それから、仮に誤った排除措置命令が発行された場合、それで相手方事業者が受けた損害というのは、事後に違反行為なしということで審決によって無罪となった場合でも完全にその損害が回復されるわけではないのであって、そこはやはり事後審判には欠点があるということです。

もう一つは、書き回しで審判手続における現行法の排除措置命令の位置付けは旧法の勧告と実質的に変わらない。それで、勧告と同じ審決が出るのと同じ程度に排除措置命令とも異なる審決が出るのが期待できるという書き回しになっています。これも私は内容がよくわからないのですが、勧告というのは応諾拒絶のがあると完全に効力を失ってなくなるものです。

それに対して排除措置命令というのは執行力を持つものなので、両方は全く位置付けが違うもので、仮に異なる審決が出る確率が同一であるからといって、そのことが事後審判を正当化する理由にはとてもならないだろうと思うので、事後審判を正当化する理由というのは理論的には乏しいだろうと思います。そういう意味では理屈だけで言うと事前行政審判になると思います。

ただ、私はこれは全体で書き回してみても、先ほど御指摘がありましたように、入札談合の指名停止だけを非常に重視しているということは私は問題があると思います。

その理由を申し上げます。私は、事前行政審判というのはきちんと専門性を尊重して、仮に早期に競争状態が回復できないとしても、それは覚悟の上で第一審裁判手続と同様な慎重な手続を採用したものだと思います。そういう意味では、ある意味で時間がかかってもやむを得ないということは割り切った制度である。

確かに審判請求をやる動機というのはさまざまなものがありまして、中には経営者がとりあえず地位を確保するとか保身のためにやる場合もあります。それから、課徴金の支払時期を延ばすためにやる場合もあるし、指名停止処分の時期を遅らせること、これは私は動機としてはあり得ると思います。ただ、それが動機だからといって、それを阻止するというのは、逆に審判を受ける権利とか、裁判を受ける権利を損なわせることになるので、事前審判制度を設けた以上はそこはある程度尊重して、あとは審判官として淡々と適切に早期に事件処理をやればいいだけの話なのであって、その動機がどうだからというのは、私は事前行政審判を前提とする以上はそこはそんなに批判をすべきではないと思います。

もう一つが、官公庁の指名停止処分については、むしろ指名停止期間を6か月くらいまで長期化していますので、受ける時期をコントロールして経営のダメージを軽減するというのは次第にできづらくなっていますし、今ごろ入札談合の指名停止時期を調整するめだけに延ばすということはそんなないのだろ

うと思います。

それから、先ほど申し上げたように審判を経た審決が下されることで、審決が出た後に排除措置命令の履行時期がくるとか、制裁金の支払時期がくるとか、指名停止の開始時期が来るとか、そのほかにもいろいろあります。例えば損害賠償とか、株主代表訴訟における違反行為の存在についての推定時期というのでもやはりその時期からきます。そういう意味では、事前行政審判をつくる以上は、審決の下りたところからそういう効力が発生するというのはある意味で当然の理屈だと私は思います。そこは制度選択の問題で、事前行政審判をつくった以上はそんなものだということで、そこは割り切ってもらえばいい話だと思います。

最後の4の今後の手続の話になりますけれども、事後行政審判に変更したので、確かに事後行政審判にはさまざまな欠陥があるというのは初めから皆さんに指摘されていたところでもあるので、それでどうしようかというのを検討するために公正取引委員会に十分に検討してもらえる猶予期間を置くということは、それはそれで十分理由はあると思うのです。

ただ、そのときにはそういうことで十分に考えなさいよということを言えばいいのであって、継続させるための理由をおくのは余り説得力がないのではないか。例えば、ここの書き回しで「現行法の施行後1年あまりしか経っていない現段階で、この制度の存廃について、直ちに判断を下すだけの材料に乏しいのではないか」というわけですが、一般制度論としてはもう既にここで何度も行政手続の在り方というのは議論しているので、そこは私はそれ充分ではないかと思います。

もう一つは書き回しで、入札談合事件に関する実効的・総合的予防策が講ぜられるに至った時点と言うのですけれども、それはどういう具体的な内容を意味するのですかと言われるとそこがもうひとつはっきりしないので、私はむしろ単純に公正取引委員会にあるべき制度を考えてもらうために少し時間を置くということでいいので、ここにある理由が本当にそれを延ばすことの理由かなということに疑問があるという気はいたします。

**塩野座長** わかりました。それだったら、さっさと改正しましょうというふうに私は提案したいですね。

では、榎野委員どうぞ。

**榎野委員** 5ページの丸の4つ目が結論ですね。ここに関して言えば、不服審査型に転換したことでそんなに弊害が生じているとは思えず、基本的には不服審判制度でいいかなと考えます。

個人的感想なのですが、この文章にはいろいろ読みにくいところがあって、「不服審査型審判方式は、当面維持するとしても」という文言があって、結局

は変えますという話ですね。その変える前提で疑問なのは、入札談合に関する実効的・総合的予防措置が講じられる。これはだれがどう講じるのか。この前の改正独占禁止法では、対策がかなり講じられているのかなという気が私はしますので、それ以上に何かあるかというときっかけがなくなってしまう気がします。

それで、事前審判型方式を改めて採用すべきだと書かれてしまうと、報告書は事前審判型にもう一回戻せと結論づけているとなりますので、私はその点はちょっと納得できない。確かに不服審判型に問題が多いのはわかります。将来的に事前審判型に戻すことが理想としても、現状は不服審判型でいいんじゃないかという書きぶりの方が腑に落ちるような気がするんです。

**塩野座長** ありがとうございます。そういう御意見もあるかと思えますけれども、ただ、ここをワーキンググループでいろいろ議論したところは、理屈から言ったら何とも説明のしようがない制度であるということに落ち着いたわけです。

ただし、この検討会の席上では、現行法が結構機能しているではないかという御発言が結構多く、A型方式を採用すべきだという御意見も結構あったものですから、恐らく榎野委員はそのときは発言されておられなかったと思いますが、すぐにやめるわけにはなかなかいかないだろうということで、そこでそのきっかけを何か考えた方がいいかということで入札談合ということも入れてみたわけですが、これに余り重きを置かないということであれば、今後2年の間に改正すべきだと書くことは私は大賛成です。

どうぞ、諸石委員。

**諸石委員** 今、座長のお話を伺って、なるほどそういうことでまとめられたのかと若干腑に落ちたところはあるのですが、まず5ページの当面維持するにしてもこういう是正策を講ずることによってというのは、こういう是正策がまずなかなか講ぜられることにならないだろうからと。ということは、これは取らないというための言い方なのかなというような誤解というか、この書き方が全然違うことを持ってきてというか、すぐにやるのは難しいだろうからもうちょっと様子を見ようかというならばわかりますけれども、こう書くとういうことには永久にならないだろうというような気がしたということです。

それから、先ほどの事前型がだめだという理由として、早期にとか、違反金納付先送りのインセンティブ、指名停止時期コントロールのインセンティブ、こういう現象的弊害といいますか、余り本質的でないことばかりを挙げておられるというか、早期に回復するという点については事前審判をやればそれは早期で、それに時間がかかるのは当たり前で、そのために緊急停止命令があるというのがこの制度設計だと思いますし、違反金先送りということも本当にそ

ういうことを思う人がいるんだろうかと思っていましたけれども、これも現実  
にコストエフィシエンシーを考えたらそんなことにはならないだろう。まして、  
指名停止を受ける時期をコントロールする。確かに今、根岸先生の御本にそう  
いうことがあったことは思い出しましたけれども、ここでそういうことが動機  
で審判をやって、そのために遅延しているというような議論がそれほどあった  
のかなという気がいたしました。

もう一つは、もしそういうことを理由に独占禁止法の制度設計を考えるので  
あれば、私の印象としては何かしっぽがイヌを振り回すというか、全体として  
独占禁止法の制度設計のときにはそういう指名停止だとか何とかというのは付  
随的なものとして、トータルで役立ってもそれは別の話だから、独占禁止法が  
それによって左右されるのではないというふうな議論もいろいろあったと思  
います。

ここでは、確かに指名停止の時期をコントロールするために審判をする人が  
皆無かということ、それはお書きになったわけだからあるんだろうと思いますが、  
それが理由でもっと本質的な事前審判か、事後審判かというようなことを阻む  
理由としては、若干次元が違うなという気がいたしました。

それから、今はその部分だけを申し上げるべきなのかもしれませんが、事  
前としましても審判官の独立という問題が割合簡単に済んでいるように思いま  
す。実際に審判官の独立を考えるとときには、法曹資格者というか、事務局の  
アウトサイダーをある程度入れるということだけでなく、その辺の委員会との  
ファイアウォールのつくり方ということもありましようし、また現実には法  
制度としては審判官をして審判をさせることができるというだけであって、初め  
からプラクティスとしてそうであるというのはそのとおりなんです。初めか  
らそういう意味では審判官がやるということは予断を持ってやるということ  
を容認した制度であると思います。

それから、証拠開示が手間取るという話ですが、本当だろうか。刑事訴訟で  
事前準備手続をやって、証拠開示をして、争点整理をするというのは、そのた  
めに手間取るのではなくて、時間がかかるものを迅速化するためにそういう手  
段を取ろうとした。それをやると、そこだけを見ればそれはそのための時間と  
手間はかかりますが、トータルとしては効果があると思うからやるわけあり  
ます。

マスキングの手間が大変だと言うけれども、それも守秘義務を課した人にだ  
け見せるとか、そういう方法は幾らでもあり得るので、その辺の議論を抜きに、  
ただただ時間がかかると言っていいのかなというふうな疑問を持ちました。

**塩野座長** ありがとうございます。最後の5の点は、今のような御発言は  
前にもお伺いしたことはございますけれども、ワーキンググループでもいろい

る議論をしまして、なかなか手間暇の問題も考えなくてはいけないということで膨大な行政コストがかかりますので、その辺はどうかということで、ほかの横並びで見てもそこまではいっていないのではないかとということでこういうふうに書いているところでございます。

**諸石委員** 確かにこれを拝見いたしますと、他の行政手続との横並びということが非常に前提となっているかと思いますが、やはり制裁のための手続ということを考えますと、通常の行政手続の中では一番右に寄ってもいいのではないかと考えております。

**塩野座長** ワーキンググループでも行政調査のところでもう一度そのお話をさせていただきたいと思いますが、横並びがあるときにだれが出るかということで大分議論をいたしました。それで、ここでの場合については不利益処分ということで制裁的な要素が入るということはありませんけれども、その制裁の意味はまたいろいろ難しい議論もありますので、独占禁止法がここで1番バッテリーとして出るほどのことかなという気持ちがここには入っております。ですから、1番バッテリーとして出るべきだという御議論は御議論として承りますけれども、1番バッテリーとして出るためには相当な理屈が必要だというふうに私などは思っております。

**諸石委員** それから言いますと、例えば開示を原則と例外を入れ替えるというやり方もあろうかと思えますし、もし実質証拠法則との関係で準司法手続ということを強調するのであればかなり右へ寄ってもいいのかなと思えます。

**塩野座長** わかりました。その点は報告書のときに考えさせていただきます。それから前の方なんですけれども、これは今、言われれば少しいろいろなことに気配りし過ぎたのかなという感じもするんです。つまり、不服審査型に変えるについてはやはりそれなりの理由があり、国会を通過しているわけです。それがいかぬということで全面否定ということになりますと、それで果たして一般の納得が得られるかどうかという問題があるわけです。一目瞭然、これは憲法違反だというのは構わないんですけれども、そうでないときにはやはり何か理由があったんだろう。

しかし、それを改めるのがやはり本筋だと考えた場合、それを改めるきっかけを差し上げないと改めようがないのではないか。そして、思い込みが少し大き過ぎたのかもしれないけれども、指名停止というものが大きなきっかけであったのではないかとというふうに推測をいたします。

つまり、何で急いだかという、やはり急がなければならない理由がいろいろあって、諸石委員からの情報ですと、ああいう案が急に入ってきたということで、大変急いで入れたということはあると思います。ただ、急いで入れたんだけど、それはきちんと議論し、法制局を通し、国会を通過しているもので

すから、それを改めるについてはもう一つ何らかの理由が必要ではないか。

それから、更にこの実効性が上がっているという御意見も随分聞きました。榎野委員もそういったことを前提にしていたと思いますけれども、消費者の方々からも実効性が上がっている、これで早くなった、早目早目に解決していくのは結構ではないかというような御発言もございました。それは検討会の中での御意見でございますので、これも尊重しなければいけないと思います。

そうすると、何のきっかけがいいか。つまり、2年経ったらいいじゃないかというのはきっかけにならないんですね。2年経ったらだったら明日からだって変えられますから、やはりそこには何らかの理由、きっかけがあるということで、ここで指名停止だけを挙げたのはもう少し考えさせていただきたいと思えますけれども、入札談合というのは非常に大きな問題であるということはこの検討会でも再三言われているところでございますので、これを早急に総合的、効果的に解決するべく施策をとってくれというのは、この報告書のどこかにきちんとして書くつもりでございます。

ですから、そういうことを前提としてきっかけを与えるということはいいのではないかと思ったのですが、しかし、ワーキンググループでもこれではきっかけになりませんという意見も結構あちこちから聞いておりますので、何かいい考えがあれば改めるのにやぶさかではありません。

私が本当は基本的に言いたいのは、裁判だって迅速化を図っているのに何で公正取引委員会が迅速化を図れないかということが一番問題で、そこはここに書いているつもりです。ただ、その迅速化を図れないのは、私は決して公正取引委員会だけの責任ではなくて、企業側にも随分そういった原因を与えているところはあるんじゃないか。審判官に対する不信感、あるいはいろいろなことに対しての公正取引委員会に対する不信感が、結果的にはいろいろなことで審判を長引かせていることになっているのではないかと思いますので、もし事前審査型が適切であってなるべく早く返した方がいいというならば、是非こうあれば、あるいは企業側弁護士としてもこういうふうにするから裁判の迅速化と同じようにそんなに何年もかかってやるようなことはしない、というようなことを約束していただければもっと早く元に返したいと思います。

**村上委員** 2年たったらというつもりはないので……。基本的な位置付けは、行政審判についてはやはり立法当初の国会で議論したときからこれでいいのかという問題がいろいろな方面から出たので、それで附則についてわざわざ行政手続について2年間かけて懇談会で検討するよという使命が与えられた。それで、結局はこの懇談会の議論の結果を踏まえながら公正取引委員会にはじっくり検討してもらおうということで、私はそれでいいのではないかと思います。

それは、選択肢はまだいろいろとあると思えますし、私みたいにもっと早目

に取消訴訟をやれという話から、それはいろいろな手続があるでしょうけれども、そこを踏まえて検討してもらおうということでいいのであって理由付けをそんなに記述することはないと思います。

**塩野座長** しかし、変えた以上は立法理由があるはずなんです。ですから、それは杞憂であったとか、実際はそういうことはなかったんだということが出てこない、あるいはそこに出ていないと、変えるときの理屈にはならないものですから、入札、指名停止がえらく気に入らないようですのでそこはもう少し考えます。

では、諸石委員どうぞ。

**諸石委員** 先ほどの座長の御質問といたしますが、企業が不信感を持っている。それも確かにあるのかもしれませんが、現在の審判のやり方が昔の民事訴訟法的なやり方といたしますか、準備手続をきちんとして期日を迅速に入れていくという前のやり方をしているから、企業側の代理人がなかなか期日が入らないからというより、審判官の期日が入らないからということもあろうかと思えます。

ですから、その辺のところを審判手続の迅速化を実効あらしめるための諸方策をいろいろ考えろということであれば、いろいろなアイデアの出しようもあると思えますし、独占禁止法の枠の中での議論だと思えますので、そういう辺りを強調していただく表現の方が……。

**塩野座長** 私は「本来、審判の迅速化を図ることにより解決すべきである」と、すごく強調したつもりなんです。

**諸石委員** どこかほかの方が変わらないと、これはどうしようもないと、ちょっとそれが違う意味にとられかねないという気がいたします。

**塩野座長** これがもう歯止めがなくなると。では、そこはちょっと考えさせていただきます。

増井委員、どうぞ。

**増井委員** 今までお話になった方々の意見と私は似た部分がかなりありますので、簡単に申し上げたいと思います。

私は今、座長のおっしゃった「きっかけ」は、附帯決議や附則で十分であると思えます。結局、附帯決議や附則は、衆参両院の経産委員会においては、審査審判の在り方について問題がある、したがって、よりよい制度の構築を目指してくれという趣旨で附帯決議や附則を出したと受け止めているわけです。

そういう趣旨からしますと、先ほどお話があったように、やはり事前審判型でないと適正な手続というものが取れない。それは、被審人である事業者の権利利益を適正に保護するということにもなりますし、それからまた公正取引委員会の立場からしても事実の認定は間違いないとして、安心して課徴金を課せし、排除措置命令を出せる。この真相の究明をするためには、やはり最も利

害関係のある者にちゃんと意見を聞いて、出せるだけの証拠を提出させて初めて事実関係をはっきり確定することができる。そういう証拠は、最も自分に利害関係のある者に出させるのが一番適切だと思うわけです。

そういう適正手続を保障し、事実の真相を解明する意味から、事前の審判制度をとるのは望ましいと思います。逆に今のような制度である不服審査型の場合、簡単な意見の申述と証拠の提出だけという不十分な形で課徴金を課せる、それから指名停止などのほかの不利益、これは公正取引委員会がやるわけではありませんけれども、そういう不利益も被ってしまうということになるわけで問題がある。したがって、事前審判型のように、やはりきちんとした手続でやる、そして、そこでかかった時間はある程度やむを得ない面がある。しかし、今お話に出ていた審判なり審査の迅速化を図ることも必要なことは当然ですが。

弊害については再三申し上げておりますけれども、私は是非延滞金の起算について十分御議論をいただきたい。私は、理論的には、独占禁止法違反の行為をしたときから、延滞金を課することは可能だろうと思っております。しかし、従前の制度ですと審判を開始するという事前の通知ですとか、あるいは審判開始決定の謄本の送達の日を起算点とすることもよろしいかと思いますが、ともかく延滞金はきちんと課さないといけない。そうでないと、いたずらな不服審判の申立てが続出する可能性があると思っております。

同時に、仮に現行法の立場を取るとしても、審判の請求をすると延滞金の利率が半減してしまう、7%くらいに減ってしまう。これは非常に実務上大きな問題だと考えます。ともかく審判の請求をやっておけば、延滞金は半分になってしまう。これは国民の側からすると非常に困るし、ほかの事務を適正に処理するために、公正取引委員会が本来やるべき事件に集中できるようにするためにも是非その点は議論をしていただきたい。そして、それとセットにしてなるべく早い段階で事前審査型の方式に改めるのが筋だろうと思うわけです。

今回の懇談会の結果は、どちらかという現状追認の結果に終わるものが多い。そういうことでは十分国会の付託にこたえたと言えるのかという感じがしております。やはり改めるべきところは筋を通して改めたいということを希望として申し上げたいと思います。

**塩野座長** どうもありがとうございます。

そこで、いろいろな御議論がございましたけれども、この前の方の今後の整理ですが、1の点でいろいろ議論や情報の提供がありますけれども、ここはもうこの席で、実はここはおかしいじゃないかと、そういう議論は私は時間の関係で無理だと思います。こういう議論が実際にはあったわけですから。それを前提としまして、最後の取りまとめというところで今いろいろな御議論がありました。

そこでお伺いしたいのは、先ほど榎野委員からの御発言もございましたが、やはり不服審査方式を維持すべきで、元に戻るべきでないという御議論がもっとほかにあればお伺いしたいと思います。

やはり本来的におかしいというふうに書いたんですけれども、榎野委員は本来的にこれでもいいんじゃないかというようなお話でしたが、佐野委員辺りはどう考えておられますか。

**佐野委員** 私たちは、審判制度について、特に消費者として大きな課題として取り上げてはいなかったのですが、どちらかと言ったら現行でいいと思っています。それは、先ほど座長がおっしゃったように、何かあるから制度を変えたわけで、もう少し様子を見てもいいのではないかという意見です。

**日野委員** 私は分離論を申し上げたつもりなのですが、要するに排除措置命令というのは緊急性が必要ですから、そういった点から今のような手続を維持すべきではないか。前に例として申し上げましたけれども、これは別に表の組織ではありませんですべて裏の組織になっています。

例として、ゴルフと一緒にいこうということで誘ってゴルフ場で話をしたりする。そういう裏の組織を排除するためには、できるだけ早く、緊急的にそれを排除しなければならないという必要性がありますので、やはり現行の手続をそのまま維持すべきではないか。ただし、課徴金についてはそんなに急ぐ必要もないので、より一層慎重な手続をとるべきではないかという意見を事前に申し上げたということをおききたいと思えます。

**塩野座長** そうでしたね。どうも失礼いたしました。

どうもありがとうございました。緊急性については、やはり事前審査型を取る方々も十分その必要性は認識しておられると思えます。そのときにうまい制度ができるかどうか、これは一つのクリアすべき課題だと私も思っております。

ただ、今のような御発言でございますので、一応基本的には恒久的制度として、日本法としてこれを維持すべきというようなことはなかなか私は理屈として難しいんですね。外国人に説明するときにも、両方あります。それで、こちら大事にします、後ろも大事にしますと言うと、日本人はそれでよくやれるねという話に決まってなるんです。ですから、そこに不服審査型を入れたことについてはよほどの立法事実があり、それからそれによって起きた効果というものがあるわけです。そこで、その点をやはりもう少し重視すべきだというのが私の意見ですが、でもそこは余り重視すべきではないという御意見もあったかとも思えます。

ただ、この段階でなかなかしゃべりにくいかもしれないけれども、もし今やっている方のこんな認識ですということの御披露があればしていただけますか。改正後、改正前との関係で、こういうふう認識しているということについて。

**松山局長** 審判制度を事後化して現在、排除措置命令を行って早い段階で公正取引委員会としての判断、処分を出すということが可能になったわけですが、先ほど来の繰り返しになりますけれども、実際の審判の発生件数であるとか、あるいは企業側の対応も含めて、事後化したことの効果というのは、大きなものがあったというふうに実際の違反事件の審査をしている当事者としては感じているということがあると思います。

それで、どういう方向が望ましいかというのはもちろんこの場でいろいろ御議論をいただく話かと思いますが、あるべき方向としての御議論という話と、現状の効果や、そういう実態を含めてということがあると思いますので、やはり我々は現状としてそれなりの効果が上がった改正であるという評価をしているということは御理解いただいた上で、設計についての御議論もいただければありがたいと考えております。

**塩野座長** どうもありがとうございました。

ただ、公正取引委員会としても不服審査型方式堅持という態度はとっておられないというふうに私は理解をしております。きちんとした理由があれば前の方式に戻るということもあり得るということでのお話というふうに伺っておりますし、またきちんとした理由があれば前に返るべしというのは、先ほど何人かの方がおっしゃいました国会の附帯決議というものも再検討するんだから附帯決議をしているわけです。ただ、それがどちらに出るかということまでは国会の附帯決議の中に私は入っていないと思います。そこは十分に議論をしてくれということで、十分に議論をしたつもりでございます。

そこで、この書きぶりのところになりますけれども、指名停止等々のことについて少し重きを置き過ぎているというような御意見もいろいろございましたので、ここは指名停止が随分効いているよという根岸委員の御意見もあります。今日はワーキンググループのときに根岸委員が御出席になりますので、その辺の感触もお伺いしてみたいと思います。ここはなかなか難しいところで、余り抽象的に書いてしまうといつまでも直らないんですね。それで、具体的に書くとこれがいつまでたっても具体化しないから、結局恒久的だというふうな言い方もありますので、そこは揚げ足を取られないような形の工夫はしたいと思います。

ただ、最後になってまた入札談合が出てくるかもしれませんが、そのときはまたそのときということで理屈は考えておきます。どうもありがとうございました。

それから、審判における証拠開示ですが、確かに何で横並びで飛び出られないかということの理屈は一応考えますけれども、ワーキンググループでも随分議論しましたが、なかなかいい理屈は私はないのではないかと考えております

が、一応もう少し考えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**村田委員** 1点よろしいでしょうか。実質的証拠法則につきましては、冒頭の4行目に「実質的証拠法則も維持」としか書かれておりませんが、この点はワーキンググループではどのような議論になっているのでしょうか。

**塩野座長** それは当たり前のことだという前提です。それをやる以上はですね。だから、これは全体として書いてありますように、事前審査型の方式というのは早期に長い目で見、裁判過程も長い目で見、結局は効率的な解決を図ることができるのではないかと。これはアメリカで考え出された制度ですが、それを日本は入れているわけです。そうすると、裁判過程も含めてということであれば実質的証拠法則は当然そこにインプットされているというのが私の理解ですし、度々中川さんにお伺いして。

たしか、それは中川さんの発言を私がここで聞いたんですね。

**中川専門調査員** はい、御報告申し上げたと今、言おうとしたところです。

**塩野座長** 中川発言ということで御理解をいただきと思います。どうもありがとうございました。

あと5分ほど、事務的な御連絡があります。

1つは、水準のところについて村上委員からペーパーが出ておりますけれども、これは今日はもう無理ですので皆さんお読みください。

それから、これからのことにつきましてちょっと申し上げておきます。次回はゴールデンウィーク明けとなりますけれども、個別の論点としては行政調査などについて御議論をいただきたい。それからまた、この懇談会では法学者、法律家を中心に御議論いただいているわけですが、かねて松井委員の方から経済学の意見をもう少し聞くべきだというような御意見も伺っているところでございまして、まさに松井委員からはいろいろな御意見を伺っておりますけれども、一人で代表するのはなかなかしんどいということも伺っております。

そこで、今後報告書案の作成の審議に入っていくに当たりまして、他の学問分野の知見により幅広く目配りするという観点から、経済学者の方からもう1方あるいはお2方の御意見を伺ってはどうか。そうした場合にどういうふうを選択するかということですが、昔からの蓄積のある方と、それから松井委員のような気鋭の若手の方と、お2人くらいを選んだらどうかと考えております。具体的な人選は、松井委員と事務局とも相談しながら進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、可能であれば次回の会合にでもお越しいただけますよう、準備を進めたいと思っております。

それでは、次回の日程について事務局からお願いをいたします。

**別府次長** 次回はゴールデンウィーク明けの5月15日火曜日午後1時半からということで、午後から3時間の予定でございます。場所は今日と同じこの場所、内閣府の5階でございます。以上でございます。

**村上委員** 私のものは後で読んでもらえれば結構でございますが、発言要旨の1の方は前回、日本のカルテルに対する違反金の水準がどうなのかという議論があって、私はこれは単純に事実問題だと思いますが、私がここで書いたのは日本における制裁金の水準というのはそんなに国際水準と比べて遜色のあるものではない。まして刑事罰も、個人の制裁を含めた個人罰も含めた場合に、日本の現行の制裁水準が国際基準を大きく下回っているとは言えない。これは前回の改正時に算定率を2ケタに上げたときのいろいろ議論をした結果でございます。

これはまさしく要約でありますけれども、必要ならば幾らでも更に詳しい資料なり、詳しくは説明させていただくことはできるかと思えます。以上でございます。

**塩野座長** 情報提供をどうもありがとうございました。でも、EUはまた上げるみたいですよ。

**村上委員** EUは突出して将来的に高くなると思えます。ただ、その場合のことなどもいろいろ書いてございますので、読んでいただければと思えます。

**塩野座長** どうもありがとうございました。それでは、次回またよろしくお願いたします。どうも時間を延長して申し訳ありませんでした。

(了)